「備考」欄　エラーコード＝ＡＢＢ０（エービービーゼロ）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
	0000000001	請	H30.4	17		800	A	証記載保険者番号：必須項目が未設定	ＡＢＢ０

内容・・**（必須項目名）：必須項目が未設定**

原因・・指定された項目に正しい数値が入力（記入）されていません。

対応・・指定された項目に正しい数値（又はアルファベット）を入力（記入）して、再請求して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＤＤ０（エーディーディーゼロ）・ＡＤＤ１

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日
１ 頁
〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	給	H30.4	21		5,675	A	対象年月：無効もしくはサービス台帳に未登録	ＡＤＤ１
△△市	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	H30.4	21		5,675	A	サービス事業所番号：無効もしくはサービス台帳に未登録	ＡＤＤ１
△△市	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	H30.4	21		5,675	A	サービス種類：無効もしくはサービス台帳に未登録	ＡＤＤ１
△△市	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ								

内容・・**①ＡＤＤ０　サービス事業所番号：無効もしくは事業所基本台帳に未登録**
②ＡＤＤ１　対象年月：無効もしくは事業所基本台帳に未登録
サービスコード（サービス種類）：無効もしくはサービス台帳に未登録
サービス事業所番号（支援事業所）：無効もしくはサービス台帳に未登録

ポイント！　**事業所台帳、事業所基本台帳、サービス台帳**

都道府県は国保連合会に以下のような事業所の情報を登録しています。
事業所基本台帳・・事業所番号、指定／基準該当等区分コード等を登録
サービス台帳・・・事業所のサービス種類ごとの届出情報等を登録
事業所基本台帳とサービス台帳を総称して事業所台帳と呼びます。

原因・・ＡＤＤ０については、給付管理票作成時にサービス事業所の番号を誤って入力（記入）した為、都道府県が国保連合会へ登録している事業所台帳に該当するものがない場合、または、サービス事業所の番号が変更になっているのに前の番号を入力（記入）した等の場合にエラーになります。
その他、請求明細書等を提出した事業所が、自事業所の番号を間違えた場合にエラーとなります。
ＡＤＤ１については、ＡＤＤ０と同様入力（記入）誤り等でエラーになったものですが、入力（記入）した事業所は事業所台帳に登録されているが取り扱っているサービス（訪問介護・訪問看護等）が登録されていないことでエラーになったものです。

対応・・サービス事業所番号の入力（記入）に誤りがないか、番号が変更になっていないか等を確認し、誤りがあれば修正して再提出します。
誤りが無い場合は、都道府県が国保連合会へ事業所を登録する際の誤りや登録漏れ、又は事業所が都道府県への申請の際にサービス種類の記入誤り等の可能性がありますので、都道府県へ照会して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＤＤ１となる給付管理票の例　（この給付管理票を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

様式第十一　　給付管理票（平成３０年４月分）

保険者番号	保険者名
990000	△△市

被保険者番号	被保険者氏名
0000000001	フリガナ　ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ 介護　太郎

生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・㊍ 5 年 5 月 5 日	㊚・女	事業対象者　要支援１・２ 要介護１・②・３・４・５

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業 支給限度基準額	限度額適用期間		
19616 単位／月	平成 30 年 1 月	～	平成 30 年 12 月

作成区分	
①　居宅介護支援事業者作成 2.　被保険者自己作成 3.　介護予防支援事業者作成・地域包括支援センター作成	
居宅介護／介護予防 支援事業所番号	9970000000
担当介護支援専門員番号	9900001
居宅介護／介護予防 支援事業者の事業所名	□□介護事業所
支援事業者の 事業所所在地及び連絡先	△△県△△市△△町1−2−3
委託した場合　委託先の支援事業所番号	
委託した場合　介護支援専門員番号	

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業

サービス事業者の事業所名	事業所番号（県番号ー事業所番号）	指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード	給付計画単位数
A事業所	4870000001	指定・基準該当・地域密着・総合事業	訪問介護	11	2310
B事業所	4870000002	指定・基準該当・地域密着・総合事業	通所介護	15	1748
B事業所	4870000002	指定・基準該当・地域密着・総合事業	短期入所生活介護	21	5675
		指定・基準該当・地域密着・			

誤：B事業所
正：C事業所

国保連合会は、給付管理票に入力（記入）されている事業所番号が、事業所台帳（都道府県が国保連合会に登録している事業所の情報）に該当するか点検します。
該当する事業所がない場合**ＡＤＤ０エラー**となります。

事業所台帳
（都道府県が国保連合会に登録している事業所の情報）

事業所名	事業所番号	サービス種類コード
A事業所	4870000001	11 訪問介護
B事業所	4870000002	15 通所介護
C事業所	4870000003	21 短期入所生活介護

国保連合会は、給付管理票に入力（記入）されているサービスが事業所台帳（都道府県が国保連合会に登録している事業所の情報）のサービス種類コードに該当するか点検します。
該当する事業所がない場合**ＡＤＤ１エラー**となります。

エラーの原因と対応

原因・・
３行目の「サービス事業者の事業所名」と「事業所番号」に“C事業所”と入力（記入）するべきであったが、誤って“B事業所”と入力（記入）したため、ＡＤＤ１エラーとなっています。
対応・・
３行目のサービス事業所を“C事業所”と修正して再提出して下さい。

突合を行う箇所
国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄　エラーコード＝ＡＤＤ２

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	17		1,250	A	証記載保険者番号：当該保険者等情報が保険者台帳等に未登録	ＡＤＤ２

内容・・**証記載保険者番号：当該保険者等情報が保険者台帳等に未登録**

原因・・保険者番号を誤って入力（記入）した（介護保険の保険者として登録されていない保険者番号等）場合にエラーとなります。

対応・・保険者番号を確認、修正して再請求して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＤＤＡ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	16		2,400	A	証記載保険者番号：有効期間外の保険者	ＡＤＤＡ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**証記載保険者番号：有効期間外の保険者**

原因・・サービス提供年月時点において、請求明細書に記載された保険者が市町村合併等により既に存在していない場合に発生します。

対応・・サービス月の入力（記入）に誤りがないか確認して下さい。間違っていれば正しいサービス月を入力（記入）して再請求します。
サービス月の入力（記入）が正しい場合は、利用者に新しい（正しい）保険者番号、被保険者番号を確認して入力（記入）し再請求します。この時、保険者番号だけを正しくし、被保険者番号は元の番号で請求している例がありますが、多くの場合被保険者番号も新しくなります。保険者番号、被保険者番号両方を確認して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＥＥ２

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	11		4,637	A	サービス実日数：日数が期間を超過	ＡＥＥ２
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**サービス実日数：日数が期間を超過**

原因・・サービス開始年月日、中止年月日（入所年月日、退所年月日）から計算したサービス可能日数より「介護給付費請求明細書」のサービス実日数が多い場合にエラーとなります。

対応・・介護給付費請求明細書のサービス開始年月日や中止年月日（入所年月日、退所年月日）を確認して、再請求して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＥＥ２となる請求明細書の例　（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

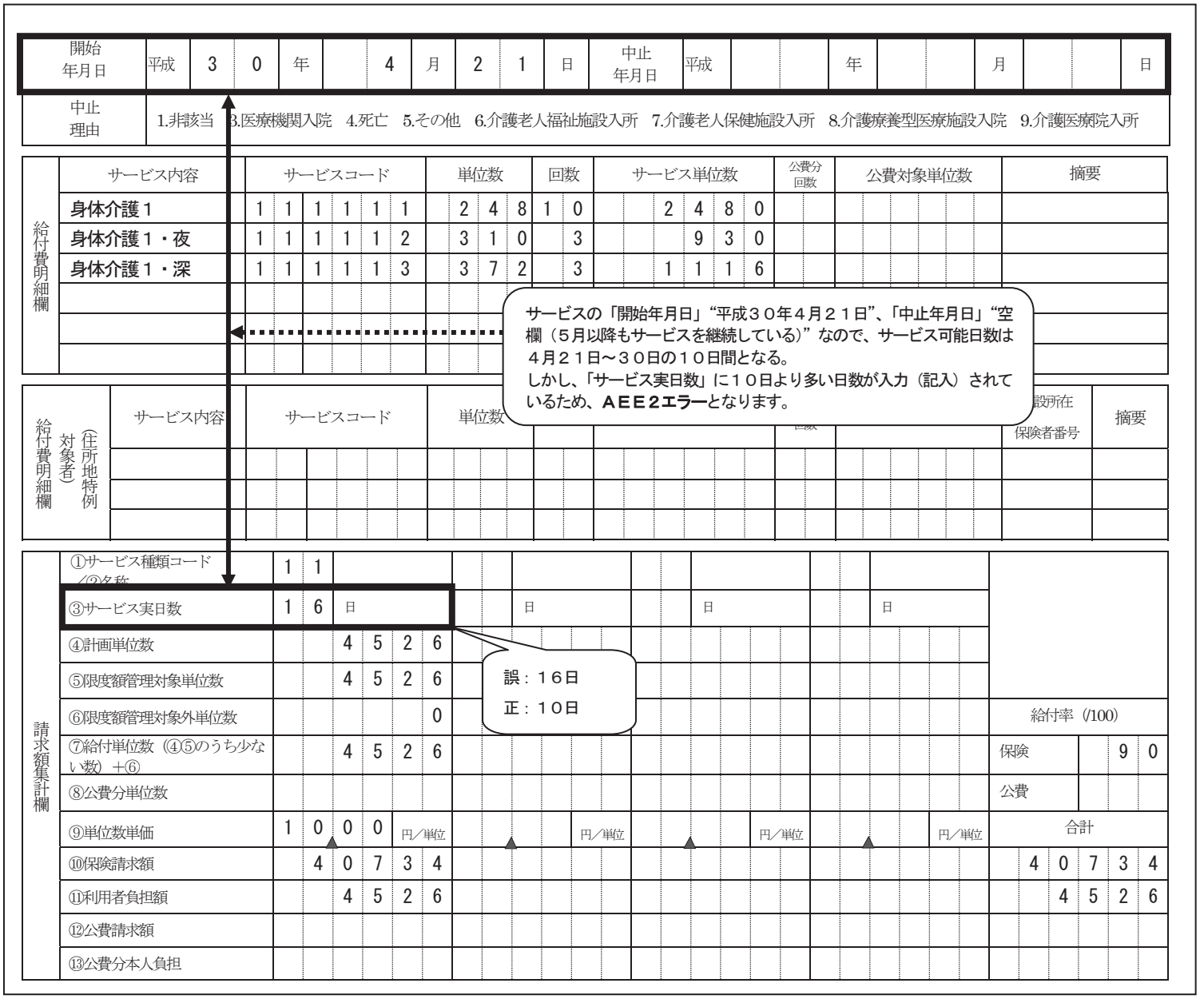

開始年月日	平成	3	0	年		4	月	2	1	日	中止年月日	平成		年			月			日
中止理由	1.非該当　3.医療機関入院　4.死亡　5.その他　6.介護老人福祉施設入所　7.介護老人保健施設入所　8.介護療養型医療施設入所　9.介護医療院入所																			

給付費明細欄

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
身体介護１	111111	248	10	2480			
身体介護１・夜	111112	310	3	930			
身体介護１・深	111113	372	3	1116			

サービスの「開始年月日」“平成３０年４月２１日”、「中止年月日」“空欄（５月以降もサービスを継続している）”なので、サービス可能日数は４月２１日～３０日の１０日間となる。
しかし、「サービス実日数」に１０日より多い日数が入力（記入）されているため、**ＡＥＥ２エラー**となります。

給付費明細欄（住所地特例対象者）

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	保険者番号	摘要

請求額集計欄

①サービス種類コード／②名称	11				
③サービス実日数	16 日	日	日	日	
④計画単位数	4526				
⑤限度額管理対象単位数	4526				
⑥限度額管理対象外単位数	0				給付率（/100）
⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）＋⑥	4526				保険 90
⑧公費分単位数					公費
⑨単位数単価	1000 円／単位	円／単位	円／単位	円／単位	合計
⑩保険請求額	40734				40734
⑪利用者負担額	4526				4526
⑫公費請求額					
⑬公費分本人負担					

誤：１６日
正：１０日

エラーの原因と対応

原因・・
請求額集計欄（集計情報）の「サービス実日数」に“１０日”と入力（記入）するつもりであったが、誤って“１６日”と入力（記入）したため、ＡＥＥ２エラーとなります。
対応・・
請求額集計欄（集計情報）の「サービス実日数」を“１０日”と修正して再提出して下さい。

突合を行う箇所

国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄　エラーコード＝ＡＥＥＡ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	11		4,620	A	開始年月日：年月日がサービス提供年月の期間外	ＡＥＥＡ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**開始年月日、中止年月日、入所（院）年月日、退所（院）年月日：年月日がサービス提供年月の期間外**

原因・・「介護給付費請求明細書」の開始年月日、入所（院）年月日にサービス提供年月よりも後の日付が入力（記入）されている場合や中止年月日、退所（院）年月日にサービス提供年月よりも前の日付が入力（記入）されている場合にエラーとなります。

対応・・介護給付費請求明細書の開始年月日、中止年月日、入所（院）年月日、退所（院）年月日を確認して、再請求して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＥＦ０（エーイーエフゼロ）・ＡＥＦＡ・ＡＥＦＢ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	17	1001	700	B	日数回数：明細が受給可能日数超過	ＡＥＦＢ
A市	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	H30.4	17	1003	1,300	B	日数回数：明細が受給可能日数超過	ＡＥＦＢ
A市	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	H30.4	17		2,000	B	サービス実日数：市町村認定の利用可能日数超過	ＡＥＦ０
A市	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ								

ポイント！　**受給者台帳**

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

内容・・**①ＡＥＦ０　サービス実日数、日数回数：市町村認定の利用可能日数超過**
②ＡＥＦＡ　日数回数：集計値がサービス実日数超過
③ＡＥＦＢ　日数回数：明細が受給可能日数超過

原因・・①ＡＥＦ０　利用者が月の途中で要介護の認定を受けた場合や、月の途中で資格を喪失した場合、当該月でのサービス可能日数より請求されたサービス日数が多い場合にエラーとなります。

②ＡＥＦＡ　「介護給付費請求明細書」の中で、明細情報（給付費明細欄）の日数・回数を集計した値が集計情報（請求額集計欄）のサービス実日数より大きい場合にエラーとなります。

③ＡＥＦＢ　「ＡＥＦ０」と同じエラーですが、このエラーはサービスコード“１７”「福祉用具貸与」又は“６７”「予防福祉用具貸与」の場合のみ発生します。

対応・・ＡＥＦ０・ＡＥＦＢについては、利用者の受給者証等で認定日、喪失日を確認して下さい。喪失日については、転居等で、保険者が変更になっていることがあります。また、保険者が喪失日を間違えていることもありますので、利用者に確認すると共に、必要があれば保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へも照会して下さい。

ＡＥＦＡについては、「介護給付費請求明細書」明細欄の日数・回数、集計欄のサービス実日数を確認して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＥＦ０、ＡＥＦＢとなる請求明細書の例

（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

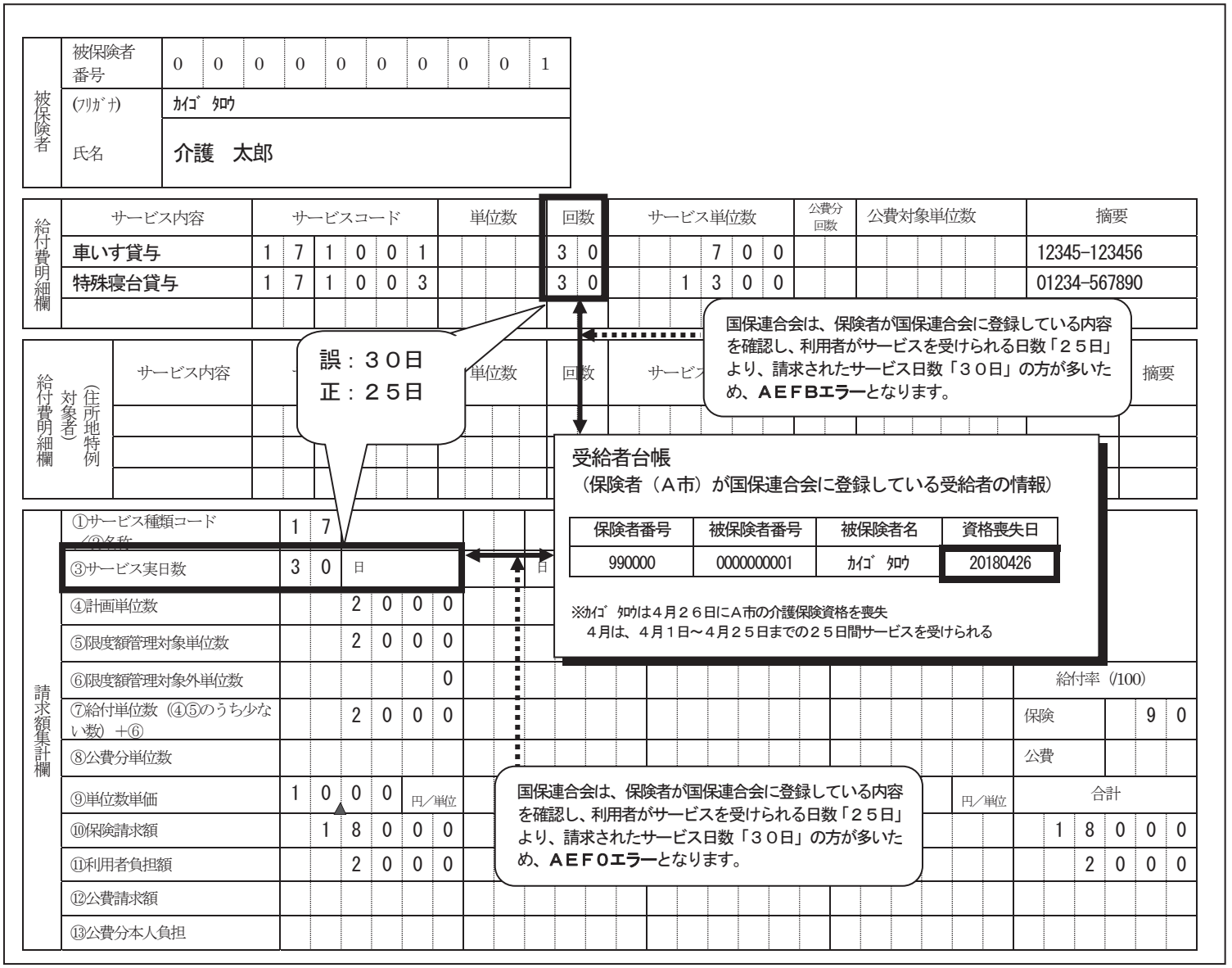

エラーの原因と対応

原因・・
利用者が月の途中で転居し、Ａ市の介護保険資格を喪失したが、３０日分請求したため、ＡＥＦＢ・ＡＥＦ０エラーとなっています。
対応・・
「回数」と「サービス実日数」を“２５日”と修正して再請求して下さい。
残りの５日分は転居後の保険者番号・被保険者番号で請求して下さい。

突合を行う箇所

国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄　エラーコード＝ＡＥＦＪ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日
１ 頁
〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	51	1111	11,540	B	日数回数：サービス可能な日数を超過	ＡＥＦＪ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	H30.4	51	1111	11,540	B	サービス実日数：サービス可能な日数を超過	ＡＥＦＪ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**日数回数、サービス実日数：サービス可能な日数を超過**
原因・・主な原因として以下のことが考えられます。
① 「介護給付費請求明細書」の中で、明細情報（給付費明細欄）の日数・回数を集計した値が、入所（院）年月日～退所（院）年月日（開始年月日～中止年月日）の日数より大きい場合。
② 「介護給付費請求明細書」の中で、集計情報（請求額集計欄）のサービス実日数が、入所（院）年月日～退所（院）年月日（開始年月日～中止年月日）の日数より大きい場合。
対応・・「介護給付費請求明細書」明細欄の日数・回数、入所（院）年月日・退所（院）年月日、開始年月日・中止年月日を確認して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＧ０６

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	52	6100	475	B	資格:摘要が記載されていません。	ＡＧ０６
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**ＡＧ０６　資格：摘要が記載されていません。**

原因・・所定疾患施設療養費等レコードの摘要欄に入力（記入）が必要なサービスを請求していますが、摘要欄が未入力（未記入）となっています。

対応・・摘要欄に必要事項の入力（記入）が必要なサービスは「介護給付費請求書等の記載要領について（平成１３年１１月１６日老老発３１号　厚生労働省老健局老人保健課長通知）」に掲載されています。内容を確認して、入力（記入）または修正して再請求して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＨ０１、ＡＨ０２

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	99B0000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日
１ 頁
〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	55	1001	6,940	B	資格:基本摘要情報が記載されていません。	ＡＨ０１
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	H30.4	55	1021	6,840	B	資格:摘要種類コードにDPCコード(疾患コード)が記載されていません。	ＡＨ０２
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**①ＡＨ０１　資格：基本摘要情報が記載されていません。**
②ＡＨ０２　資格：摘要種類コードにＤＰＣコード（疾患コード）が記載されていません。
原因・・①ＡＨ０１　基本摘要欄に入力（記入）が必要なサービスを請求していますが、基本摘要欄が未入力（未記入）となっています。
②ＡＨ０２　基本摘要欄に利用者状態等コードが入力（記入）されているにも係らず、DPC コード（疾患コード）の入力（記入）がない場合、エラーとなります。
対応・・基本摘要欄に必要事項の入力（記入）が必要なサービスはＰ２０９～２１１に掲載しています。確認して、入力（記入）または修正して再請求して下さい。

ポイント！　基本摘要情報とは、請求明細書様式第四の三、第四の四、及び第九の二の以下の部分となります。

基本摘要	摘要種類			内容
	0	1	110280	

DPC コード（6 桁）

ポイント！　基本摘要情報に入力（記入）されているＤＰＣコード（疾患コード）のフォーマットに誤りがある場合は「ＡＢ０９エラー」、利用者状態等コードのフォーマットに誤りがある場合は「ＡＢ１０エラー」と出力されます。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＮＮ０（エーエヌエヌゼロ）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日
１ 頁
〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	給	H30.4	11		1,350	B	様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済	ＡＮＮ０
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	H30.4	17		1,450	B	様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済	ＡＮＮ０
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	H30.4			2,800	B	様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済	ＡＮＮ０
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

１つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・**様式番号：同月に同じ給付管理票（新規）を提出済**

原因・・該当の給付管理票と同一被保険者、同一サービス提供年月の給付管理票が既に国保連合会に登録されている場合にこのエラーとなり、原因として以下のことが考えられます。

① 伝送時に同一の給付管理票ファイルを複数回送信した場合。媒体（ＣＤ－Ｒ等）に同一の給付管理票ファイルを複数回登録した場合も同じ。

② 伝送で、一度給付管理票を送信したが、送信後に誤りに気づき訂正して再度送信した場合。媒体（ＣＤ－Ｒ等）も同様に、媒体に登録後、再度訂正したデータを登録した場合。

③ 月の途中で居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが変更となった場合。
この場合、制度上その月の末日時点の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターのみが給付管理票を提出することになりますが、変更前の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが誤って給付管理票を提出した場合にこのエラーになることがあります。(月の途中で保険者が変わったため居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが変わった場合等は、この条件に該当しません)

④ 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した給付管理票と同一被保険者（入力間違いをした保険者番号、被保険者番号の被保険者）の正しい給付管理票を一緒に提出した場合。

ポイント！　エラーコード＝ＡＮＮ０は当月審査分における重複、エラーコード＝ＡＮＮＪは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

対応・・①の場合は、既に正しい給付管理票が登録されていると思われます。この場合は再提出の必要はありません。

②の場合は、返戻となった給付管理票が正しいものか確認し、正しいものであれば登録された給付管理票は間違っているので翌月「修正」で提出します。返戻となった給付管理票が間違った給付管理票であれば、正しい給付管理票が登録されているので再提出の必要はありません。

③の場合は、月末時点の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが給付管理票を提出します。変更前の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターは給付管理票を提出できません。

④の場合で、返戻となった給付管理票が誤って被保険者番号等を入力（記入）したものであれば、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として次回再提出します。また、正しい給付管理票が返戻となり誤った給付管理票が登録された場合は、誤って登録された被保険者番号を入力（記入）した給付管理票を「取消」分として次回再提出します。取消されたことを確認後、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として再提出して下さい。

・返戻となった給付管理票が誤った被保険者番号等を入力（記入）したものである場合

太郎と次郎の給付管理票に同一の被保険者番号”０１”を入力して提出。誤って太郎の被保険者番号を入力した次郎の給付管理票が重複返戻となった。

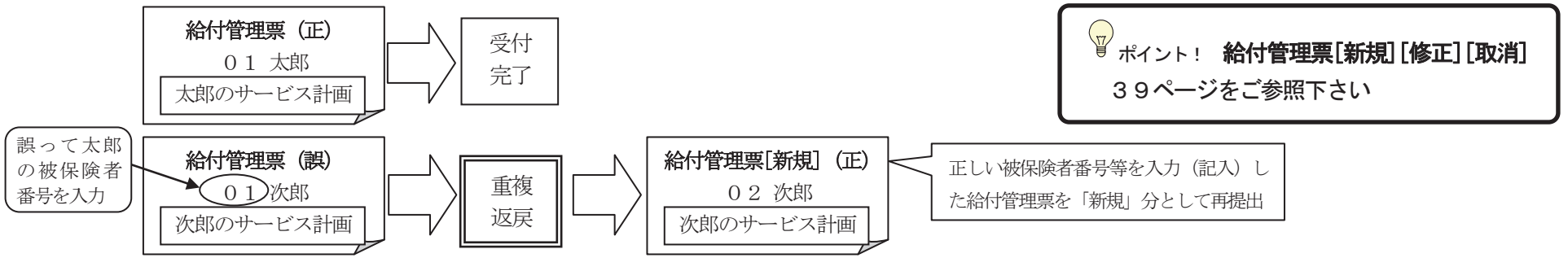

・返戻となった給付管理票が正しい被保険者番号等を入力（記入）したものである場合

太郎と次郎の給付管理票に同一の被保険者番号”０１”を入力して提出。太郎のものとして正しく作成された給付管理票が重複返戻となった。

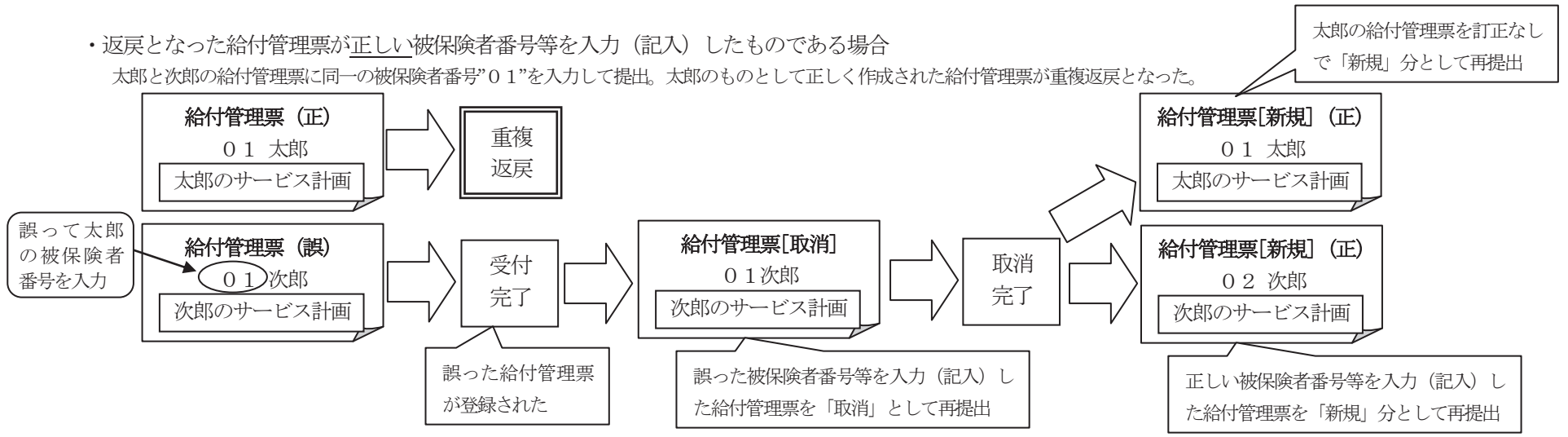

「備考」欄　エラーコード＝ＡＮＮ２

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	17		1,350	B	様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済	ＡＮＮ２
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000002	請	H30.4	17		1,450	B	様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済	ＡＮＮ２
△△市	ｶｲｺﾞ　ｼﾞﾛｳ								

内容・・**様式番号：同月に同じ請求明細書を提出済**

原因・・同一月に同じ請求明細書が複数請求された場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

① 伝送時に同一の請求書ファイルを複数回送信した場合。媒体（ＣＤ－Ｒ等）に同一の請求書ファイルを複数回登録した場合も同じ。

② 伝送で、一度請求明細書を送信したが、送信後に誤りに気づき訂正して再度送信した場合。媒体（ＣＤ－Ｒ等）も同様に、媒体に登録後、再度訂正したデータを登録した場合。

③ 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した請求明細書と同一被保険者（入力間違いをした保険者番号、被保険者番号の被保険者）の正しい請求明細書を一緒に請求した場合。

④ 国保連合会で「保留」になっている請求明細書を再請求した場合。

対応・・ ①の場合は、請求明細書は複数請求されても１件は登録される（支払される）ので、再請求の必要はありません。

②の場合、正しい請求明細書が返戻（この返戻一覧表に載っている）された場合は、間違っている請求明細書が登録されている（支払されている）ので、取下げ（過誤）の手続きをして、介護給付費過誤決定通知書で取下げ（過誤）が完了したのを確認後、再請求をして下さい。通常は取下げ（過誤）依頼をしてから介護給付費過誤決定通知書に載るまで２～３ヶ月かかります。

③の場合、正しい請求明細書が返戻された場合は、誤って入力（記入）した請求明細書は、正しい保険者番号、被保険者番号に修正して次回請求しますが、返戻された正しい請求明細書は誤って入力した請求明細書が登録されているため、取下げ（過誤）終了後再提出して下さい。

④の場合、保留期間中は、請求明細書を再請求する必要はありません。該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を「新規」で国保連合会へ提出するように依頼して下さい。

「保留」の原因と対応については、“エラーコード＝保留・返戻”（Ｐ１１５）を参照して下さい。

ポイント！　**エラーコード＝ＡＮＮ２は当月審査分における重複、エラーコード＝ＡＮＮ４、ＡＮＮＭは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。**

「備考」欄　エラーコード＝ＡＮＮ４・ＡＮＮＭ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	17		1,350	B	様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済	ＡＮＮ４
△△市	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ								
990000	0000000002	請	H30.4	11		1,450	B	様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済	ＡＮＮ４
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								
990000	0000000002	請	H30.4	11		1,450	B	サービス種類：支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要	ＡＮＮＭ
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								

ＡＮＮＭエラーはＡＮＮ４エラーとセットで出力されます。

内容・・**①ＡＮＮ４　様式番号：過去に同じ請求明細書を提出済**
②ＡＮＮＭ　サービス種類：支援事業所に給付管理票の修正依頼が必要

原因・・①ＡＮＮ４　前月以前に同じ介護給付費を請求し、支払が完了されている請求明細書がある場合にこのエラーが発生します。主な原因として以下のことが考えられます。

（１）　既に請求支払が終わった請求明細書を、請求していないと思って月遅れで請求した場合。
（２）　既に請求支払が終わった請求明細書の請求間違いに気づき、取下げ（過誤）の手続きをしないまま、再請求した場合。
（３）　他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した場合。

②ＡＮＮＭ　前月以前に同じ介護給付費を請求し、給付管理票と突合審査を行った結果全額マイナス（０決定）しているのに再請求した場合。

対応・・①（１）の場合、既に請求支払が終了していますので、再請求する必要はありません。
①（２）の場合、請求明細書の取下げ（過誤）の手続きをして、介護給付費過誤決定通知書で過誤になったのを確認後、再請求をして下さい。
通常は取下げ（過誤）依頼をしてから介護給付費過誤決定通知書に載るまで２～３ヶ月かかります。
①（３）の場合、正しい保険者番号、被保険者番号等を入力（記入）した請求明細書を再請求します。
②ＡＮＮＭの場合、過去の審査で決定した請求明細書に誤りがなければ、再請求する必要はありません。該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を「修正」で国保連合会へ提出するように依頼して下さい。

ポイント！　エラーコード＝ＡＮＮ２は当月審査分における重複、エラーコード＝ＡＮＮ４、ＡＮＮＭは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＮＮ７

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	給	H30.4	17		1,350	B	様式番号：同月に市町村等による過誤調整を実施済	ＡＮＮ７
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**様式番号：同月に市町村等による過誤調整を実施済**

原因・・給付管理票の「修正」を提出した月と同じ月に「サービス種類」欄に表示されているサービスの請求明細書の過誤処理が行われているため返戻となりました。

対応・・翌月に再請求をして下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＮＮ９

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	給	H30.4	11		1,000	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ＡＮＮ９
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	H30.4	15		2,450	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ＡＮＮ９
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	H30.4			3,450	B	様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要	ＡＮＮ９
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

１つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・**様式番号：給付管理票の作成区分新規での提出が必要**

原因・・給付管理票を「修正」（給付管理票情報作成区分コード＝２）として入力（記入）したものを提出しているが、修正の対象となる給付管理票が国保連合会に登録されていない場合。
給付管理票の提出漏れや、提出したが返戻されている、または単純な入力（記入）間違いが考えられます。

対応・・返戻された給付管理票の保険者番号・被保険者番号・サービス年月に誤りが無い場合は、「修正」ではなく「新規」（給付管理票情報作成区分コード＝１）分として再提出します。

ポイント！　**給付管理票[新規][修正][取消]**
３９ページをご参照下さい

「備考」欄　エラーコード＝ＡＮＮＪ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日
１ 頁
〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	給	H30.4	11		1,350	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ＡＮＮＪ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	H30.4	17		1,450	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ＡＮＮＪ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	H30.4			2,800	B	様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済	ＡＮＮＪ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

１つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・**様式番号：過去に同じ給付管理票（新規）を提出済**

原因・・前月以前に、該当の給付管理票と同一被保険者、同一サービス提供年月の給付管理票が既に国保連合会に登録されている場合にこのエラーとなります。主な原因として以下のことが考えられます。

① 今回請求した年月より前に、既に同一内容の給付管理票を提出していたが、誤って再提出した場合。
② 給付管理票を「修正」で提出しなければならないのに、「新規」分として提出した場合。
③ 他の利用者の保険者番号や被保険者番号を誤って入力（記入）した場合。

ポイント！ **給付管理票[新規][修正][取消]**
３９ページをご参照下さい

対応・・①の場合は、既に正しい給付管理票が登録されていると思われます。この場合は再提出の必要はありません。
②の場合は、「修正」の給付管理票を作成して提出します。
③の場合は、返戻となった給付管理票が誤って被保険者番号等を入力（記入）したものであれば、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として次回再提出します。反対に正しい給付管理票が返戻となり誤った給付管理票が登録された場合は、誤って登録された被保険者番号を入力（記入）した給付管理票を「取消」分として次回再提出します。取消されたことを確認後、正しい被保険者番号等を入力（記入）した給付管理票を「新規」分として再提出して下さい。具体例は“エラーコード＝ＡＮＮ０”の対応④を参照して下さい。

ポイント！　エラーコード＝ＡＮＮ０は当月審査分における重複、エラーコード＝ＡＮＮＪは当月審査分と過去の審査で決定した分の重複です。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＮＮＫ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	給	H30.4	11		1,350	B	サービス種類：給付管理票内でサービス情報が重複	ＡＮＮＫ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**サービス種類：給付管理票内でサービス情報が重複**

原因・・提出された給付管理票内に同じサービス種類・同じ事業所番号を２つ以上入力（記入）した場合にこのエラーとなります。

対応・・同じサービス種類、同じ事業所番号の計画単位数を１つにまとめ、「新規」の給付管理票を作成して提出して下さい。

ポイント！　**給付管理票[新規][修正][取消]**

３９ページをご参照下さい

「備考」欄　エラーコード＝ＡＮＮＬ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	11		1,350	B	サービス種類：請求明細書内の情報が重複	ＡＮＮＬ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000002	請	H30.4	59	2111	5,000	B	明細行番号：請求明細書内の情報が重複	ＡＮＮＬ
△△市	ｶｲｺﾞ　ｼﾞﾛｳ								

内容・・**サービス種類、明細行番号：請求明細書内の情報が重複**

原因・・提出された介護給付費請求明細書内に同じ情報を２つ以上入力（記入）した場合にこのエラーとなります。主な原因として以下のことが考えられます。

① 「介護給付費請求明細書」の集計情報（請求額集計欄）に、同じサービス種類を２つ以上入力（記入）した場合。

② 「介護給付費請求明細書」の社会福祉法人等による軽減欄に、同じサービス種類を２つ以上入力（記入）した場合。

③ 「介護給付費請求明細書」の緊急時施設療養費欄、所定疾患施設療養費欄、特定診療費欄、特別療養費欄、緊急時施設診療費欄、特別診療費欄、特定入所者介護サービス費欄に、同じ明細行番号（レコード順次番号）を２つ以上入力（記入）した場合。

対応・・同じサービス種類、同じ明細行番号の単位数を１つにまとめ、介護給付費請求明細書を再請求して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＳＳ５、ＡＳＳ６

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日
１ 頁
〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	59	5311	41,400	B	負担限度額：市町村認定の負担限度額と相違	ＡＳＳ６
Ａ市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	H30.4	59	5311	41,400	B	保険分請求額：市町村認定の負担限度額と相違	ＡＳＳ６
Ａ市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**①ＡＳＳ５　利用者負担額、保険分請求額：請求金額等計算値超過**
②ＡＳＳ６　負担限度額、保険分請求額：市町村認定の負担限度額と相違

原因・・①ＡＳＳ５　特定入所者介護サービス費の保険及び公費請求額と利用者負担額が審査により検算した値を超えている場合にエラーとなります。

②ＡＳＳ６　保険者（市町村）が国保連合会に登録している利用者の特定入所者負担限度額（食費・居住費／第１段階～第３段階）と事業所が請求明細書に入力（記入）している負担限度額が異なる場合にエラーとなります。
ただし、「保険者が国保連合会に登録している負担限度額」＞「請求明細書に入力（記入）されている負担限度額」の場合はエラーとなりません。
また、認定内容が月途中で変更になった場合は月末時点の認定内容が基準となります。
＜例＞
４月　１日～４月１２日　　食費負担限度額３００円
４月１３日～　　食費負担限度額３９０円
⇒４月分全て食費負担限度額３９０円で請求することとなります。

対応・・①の場合は、返戻（保留）一覧表の「内容」欄に表示されているエラー個所を見て、該当のエラー個所について計算が正しく行われているか確認し、請求明細書を訂正して再請求して下さい。
②の場合は、利用者の特定入所者認定内容を確認の上、請求が間違っていれば請求明細書を訂正して再請求して下さい。確認の結果、請求内容に誤りが無ければ、保険者が国保連合会に登録している内容が誤っている場合がありますので、該当保険者（市町村又は福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＳＳ６となる請求明細書の例　（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

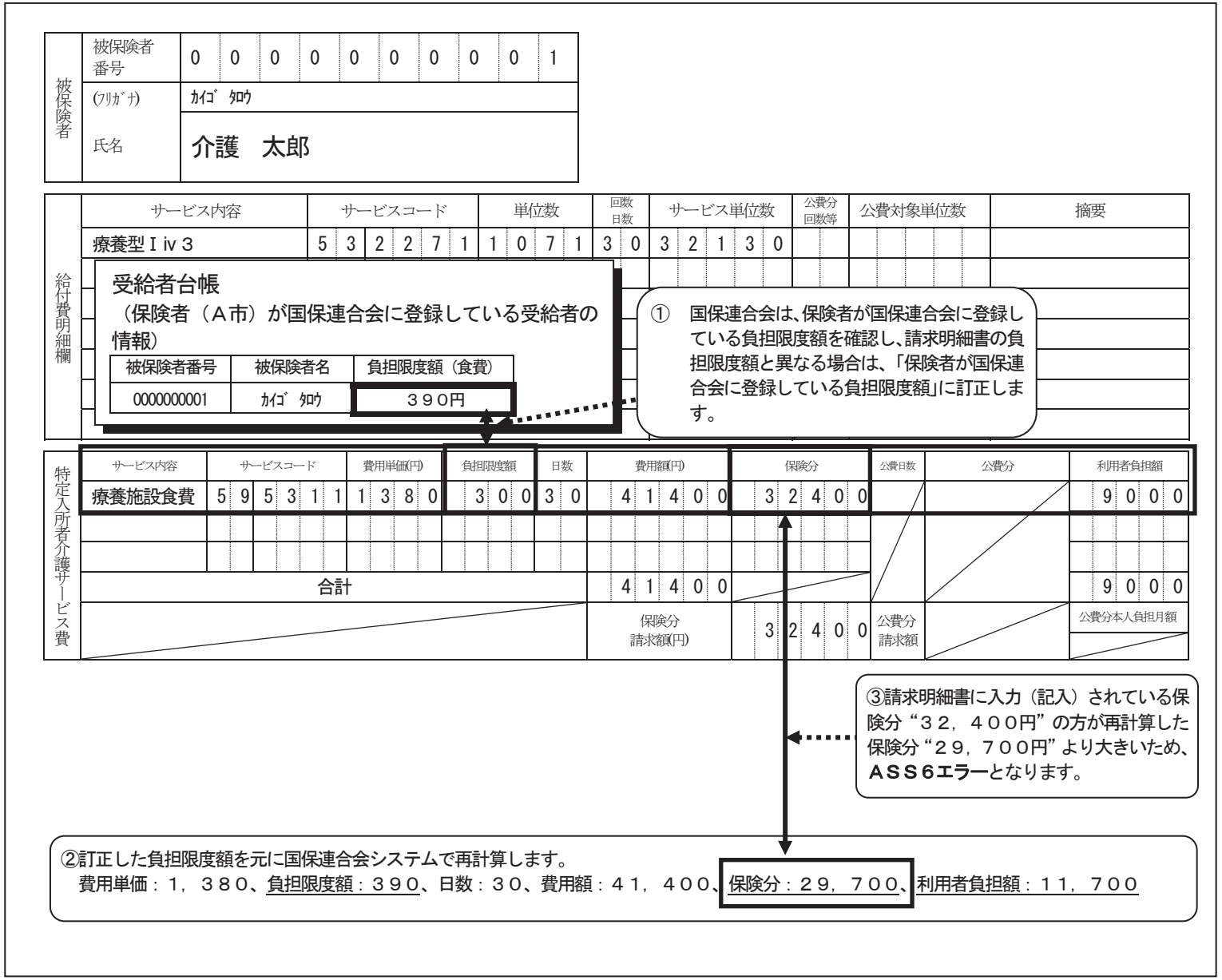

エラーの原因と対応

原因・・
保険者が国保連合会に登録している利用者の特定入所者負担限度額と事業所が請求明細書に入力（記入）している負担限度額が異なっています。

請求明細書に入力（記入）されている保険分請求額“３２，４００円”の方が、負担限度額を訂正して再計算した請求額“２９，７００円”より大きいため、**ＡＳＳ６エラー**となっています。

対応・・
負担限度額、保険分、利用者負担額を修正して再請求して下さい。
請求内容に誤りがない場合は、保険者が国保連合会に登録している内容に誤りがないか保険者へ照会して下さい。

⟷ 突合を行う箇所

⟷ 国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄　エラーコード＝ＡＳＳＡ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	51		22,599	B	保険単位数合計：記載された値が計算値を超過	ＡＳＳＡ
Ａ市	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	H30.4	51		22,599	B	保険請求額：記載された値が計算値を超過	ＡＳＳＡ
Ａ市	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	H30.4	51		22,599	B	保険利用者負担額：記載された値が計算値を超過	ＡＳＳＡ
Ａ市	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ								

内容・・**保険単位数合計、保険請求額、保険利用者負担額：記載された値が計算値を超過**
保険請求額、保険利用者負担額の値が、審査により検算した値を超えています。

原因・・このエラーについては、エラーとなった個所により様々な原因が考えられますので、「内容」欄に表示されている個所をみて原因を判断する必要があります。基本的には本会のシステムで、検算（例えば、サービス内容の単位数×回数　の合計値が正しく入力されているか）し、システムで検算した値より請求明細書の値が多い場合にエラーとなります。

対応・・返戻（保留）一覧表の「内容」欄の“記載された値が計算値を超過”の前に表示されているエラー個所をみて、該当のエラー個所について計算が正しく行われているか確認し、計算値等が誤っていれば修正して再請求します。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＳＳＡとなる請求明細書の例（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

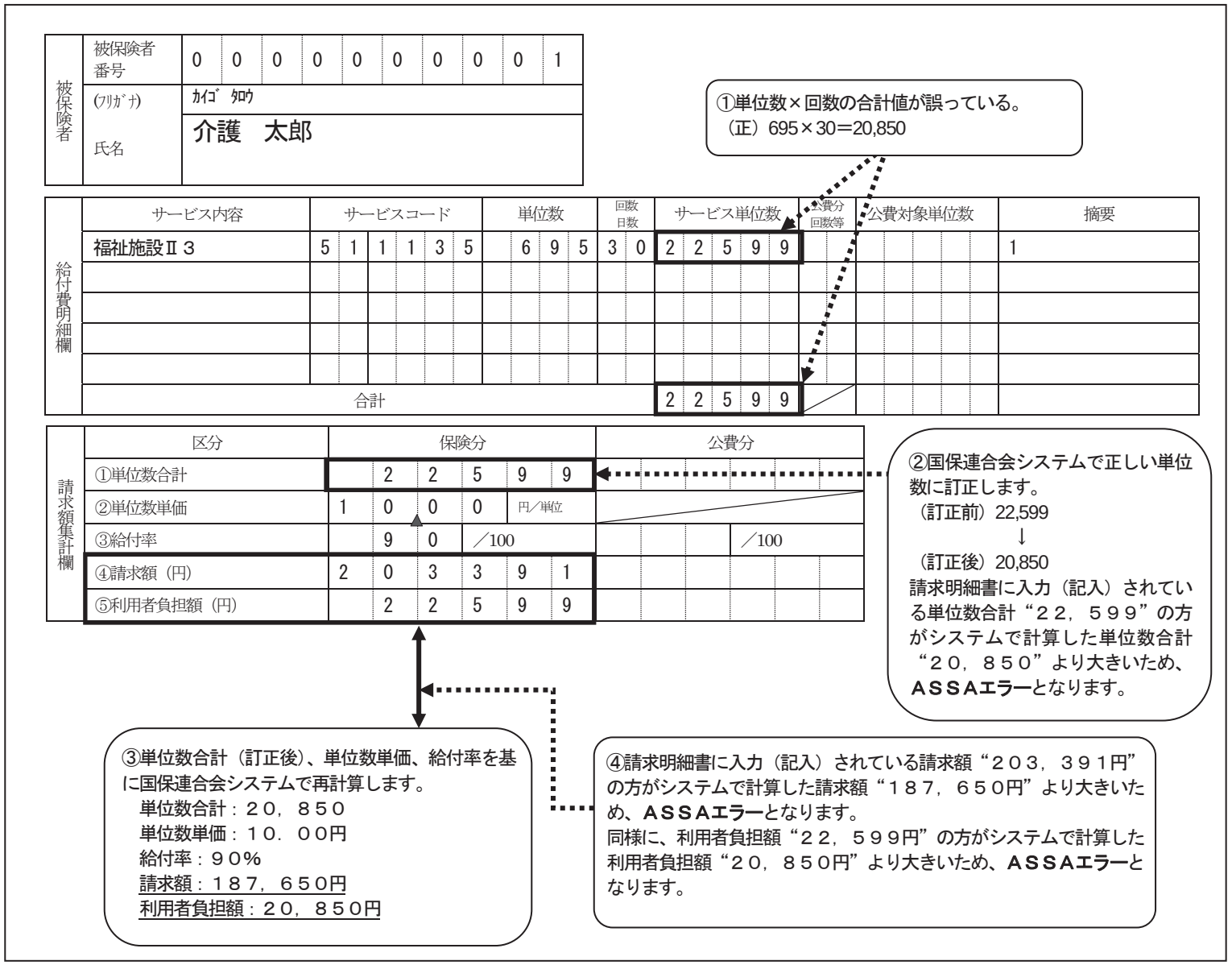

エラーの原因と対応

原因・・
請求明細書に入力（記入）されている請求額“２０３，３９１円”の方が、給付率を訂正して再計算した請求額“１８７，６５０円”より大きいため、**ＡＳＳＡエラー**となっています。
対応・・
サービス単位数、単位数合計、請求額、利用者負担額を修正し、再請求して下さい。

突合を行う箇所

国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄　エラーコード＝ＡＴＴ５、ＡＴＴ６、ＡＴＴ７、ＡＴＴ８

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	H000000001	請	H30.4	17		600	A	保険請求額：保険請求額＞０は誤り（生保単独）	ＡＴＴ５
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**①ＡＴＴ５　　保険請求額：保険請求額＞０は誤り（生保単独）**
②ＡＴＴ６　　保険出来高請求額：保険出来高請求額＞０は誤り（生保単独）
③ＡＴＴ７　　食事提供費請求額：食事提供費請求額＞０は誤り（生保単独）
④ＡＴＴ８　　公費１給付率：公費１給付率０は誤り（生保単独）

原因・・生活保護単独（介護保険との併用でない、被保険者番号がＨで始まる）の分として請求した請求明細書について、請求額集計の各欄に金額の入力（記入）がある場合。
通常、生活保護単独の受給者の場合、請求額は全額（１００％）が公費（生活保護）への請求になります。

対応・・生活保護単独の受給者で正しい場合は、１００％公費請求として公費１欄に入力（記入）し再請求します。

「備考」欄　エラーコード＝ＡＴＴＣ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	11		1,040	A	公１給付率：公費給付率＞９０以外は誤り	ＡＴＴＣ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**公１給付率：公費給付率＞９０以外は誤り**

原因・・「公費１給付率」欄に９０以下の入力（記入）をしているためエラーとなっています。

対応・・介護給付費請求明細書の「公費１給付率」欄は、“介護保険＋公費１”の給付率を入力（記入）することになっています。

“介護保険＋公費１”の給付率を確認し、修正をして再請求して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝１０ＱＦ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	15	1241	8,405	B	サービス種類：サービス内容と要介護度不一致	１０ＱＦ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	H30.4	15	1241	8,405	B	サービス項目：サービス内容と要介護度不一致	１０ＱＦ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

エラーが２つセットで出力されます。

内容・・**サービス種類、サービス項目：サービス内容と要介護度不一致**

原因・・①「介護給付費請求明細書」に入力（記入）されたサービス内容のサービスコードが、被保険者欄に入力（記入）された要介護度では算定できない場合にエラーとなります。
このエラーとなるサービスは、要介護度によって異なるサービス単位が設定されています。該当被保険者の要介護度より重い要介護度のサービスコードの請求でも、軽い要介護度のサービスコードの請求でもエラーとなります。
②居宅介護支援、介護予防支援については、要介護度ごとにサービスコードが設定されているため、要介護度に合っていないサービスコードはエラーとなります。

対応・・①の場合は、請求明細書に入力（記入）されたサービスコードに誤りがないかを確認し、正しいサービスコードを入力（記入）して再請求して下さい。
②の場合は、要介護度に応じたサービスコードに修正して再請求します。

ポイント！　月の途中で要介護度が変わった場合の請求方法は１０６ページをご参照下さい。

「備考」欄　エラーコード＝１２Ｐ０（イチニーピーゼロ）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	17		1,000	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報が未登録（受給者情報）	１２Ｐ０
△△市									
990000	0000000001	請	H30.4	17		1,000	B	被保険者番号：市町村の認定情報が未登録（受給者情報）	１２Ｐ０
△△市									

１つの請求明細書につき証記載保険者番号と
被保険者番号のエラーがセットで出力されます。

内容・・**証記載保険者番号、被保険者番号：市町村の認定情報が未登録**

原因・・給付管理票や請求明細書に入力（記入）している保険者番号・被保険者番号と、保険者が国保連合会へ登録している保険者番号・被保険者番号を突合し、該当する被保険者がいない場合にこのエラーとなります。主な原因として以下のことが考えられます。

① 給付管理票や請求明細書の保険者番号・被保険者番号の入力（記入）誤りがある場合。

② 保険者（市町村）が国保連合会に登録している受給者情報に登録漏れや、誤りがある場合。

対応・・給付管理票や請求明細書に入力（記入）した保険者番号・被保険者番号に誤りがないか確認（被保険者証からの転記誤り等も確認）し、①の場合は、正しい番号に修正して再提出します。

入力（記入）内容に誤りがなければ、該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会します。照会の結果②の場合は、保険者が国保連合会へ利用者の登録または修正を行った後に、同一内容の請求明細書等を再提出します。

「備考」欄　エラーコード＝１２Ｐ３

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日
１ 頁
〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	給	H30.4			23,820	B	証記載保険者番号：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	H30.4			23,820	B	給付管理票種別区分：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	H30.4			23,820	B	被保険者番号：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	H30.4			23,820	B	給付合計単位数日数：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

１つの給付管理票につき４つのエラーがセットで出力されます。

内容・・**証記載保険者番号、給付管理票種別区分、被保険者番号、給付合計単位数日数：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過**

原因・・給付管理票のサービス計画合計単位数　＋　償還払いのサービス利用単位数　が、保険者が国保連合会に登録している“利用者の要介護度”に対する「支給限度基準額」を超えているためエラーとなっています。

対応・・償還払いの単位数については、利用者又は該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ確認することになりますが、このエラーの場合、給付管理票のサービス計画単位の合計が要介護度別の「支給限度基準額」を超えている場合がほとんどですので、最初に合計単位数と「支給限度額」をチェックして下さい。

「支給限度額」は、給付管理票に入力（記入）している要介護度ではなく、保険者が国保連合会に登録している要介護度で決定されます。そのため、給付管理票上では誤りが無い場合でもエラーとなることがありますので、利用者の要介護度も確認して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝１２Ｐ３となる給付管理票の例　（この給付管理票を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連から送付されます。）

様式第十一　　給付管理票（平成３０年４月分）

保険者番号	保険者名
990000	△△市

被保険者番号	被保険者氏名
0000000001	フリガナ　ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ 介護　太郎

生年月日	性別	要支援・要介護状態区分等
明・大・㊍ 5年5月5日	㊚・女	事業対象者　要支援1・2 要介護1・②・3・4・5

居宅サービス・介護予防サービス 総合事業 支給限度基準額	限度額適用期間
19616　単位／月	平成 30 年 1 月 ～ 平成 30 年 12 月

作成区分	
①　居宅介護支援事業者作成 2.　被保険者自己作成 3.　介護予防支援事業者作成・地域包括支援センター作成	
居宅介護／介護予防 支援事業所番号	9970000000
担当介護支援専門員番号	9900000001
居宅介護／介護予防 支援事業者の事業所名	□□介護事業所
支援事業者の 事業所所在地及び連絡先	△△県△△市△△町１－２－３
委託した場合　委託先の支援事業所番号	
委託した場合　介護支援専門員番号	

居宅サービス・介護予防サービス・総合事業

サービス事業者の事業所名	事業所番号（県番号ー事業所番号）	指定／基準該当／地域密着型サービス／総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード	給付計画単位数
Ａ事業所	4870000001	①指定・基準該当・地域密着・総合事業	短期入所生活介護	21	23820
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
		指定・基準該当・地域密着・総合事業			
			合計		23820

受給者台帳
（保険者（Ａ市）が国保連合会に登録している受給者の情報）

被保険者番号	被保険者名	要介護状態区分
0000000001	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ	要介護2

保険者が国保連合会に登録しているｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳの要介護状態区分“要介護２”の支給限度基準額１９，６１６単位を超える２３，８２０単位を入力（記入）しているため、**１２Ｐ３エラー**となります。

誤：２３８２０
正：１９６１６以内

エラーの原因と対応

原因・・
要介護２の支給限度基準額１９，６１６単位を超える２３，８２０単位を入力（記入）しているため、**１２Ｐ３エラー**となっています。
対応・・
単位数を支給限度基準額１９，６１６単位以内になるよう修正して再提出して下さい。

ポイント！支給限度基準額

要支援１＝　５，００３単位
事業対象者＝（※）
要支援２＝１０，４７３単位
要介護１＝１６，６９２単位
要介護２＝１９，６１６単位
要介護３＝２６，９３１単位
要介護４＝３０，８０６単位
要介護５＝３６，０６５単位

※要支援１の支給限度基準額を目安とし、市町村が定める支給限度額（要支援２の支給限度額）を超えないものとする。

ポイント！受給者台帳

次ページをご参照下さい。

⟷　突合を行う箇所
◀･････　国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄　エラーコード＝１２Ｐ４

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000002

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	Ｂ支援事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	サ	H30.4	43		1000	B	支援事業所番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	１２Ｐ４
△△市	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	サ	H30.4	43		1000	B	被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	１２Ｐ４
△△市	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ								

内容・・**支援事業所番号、被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）**

原因・・保険者（市町村）が国保連合会に登録している該当の受給者の“利用者の居宅支援事業所”の番号と請求明細書を提出した事業所番号が違っています。

対応・・請求した事業所が“利用者の居宅支援事業所”として、該当月以前に保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に届出をしているか確認して下さい。届出をしていなければ請求できません。

届出をしているにも関わらずエラーになった場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に問合せて下さい。保険者の国保連合会への登録が間違っていれば、保険者の修正が終了した後、再請求して下さい。

ポイント！　**受給者台帳**

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

「備考」欄　エラーコード＝１２Ｐ４となる居宅介護支援介護給付費明細書の例

（この居宅介護支援介護給付費明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

様式第七

居宅介護支援介護給付費明細書

平成	3	0	年	0	4	月分

公費負担者番号								

保険者番号	9	9	0	0	0	0

居宅介護支援事業者			
	事業所番号	9 9 7 0 0 0 0 0 0 2	
	事業所名称	B支援事業所	
		所在地	〒 1 2 3 － 4 5 6 7　△△県△△市△△町１－２－３
		連絡先	電話番号　０１２－３４５－６７８９
		単位数単価	1 0 0 0　(円／単位)

項番					
	被保険者	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 1	(フリガナ)	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ
		公費受給者番号		氏名	介護　太郎
		生年月日	1. 明治　2. 大正　③. 昭和　0 5 年 0 5 月 0 5 日	性別	①. 男　2. 女
		担当介護支援専門員番号	9 9 0 0 0 0 0 1	要介護状態区分	要介護 1・②・3・4・5
				認定有効期間	平成 3 0 年 0 1 月 0 1 日 から 平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日 まで
				サービス計画作成依頼届出年月日	平成 3 0 年 0 1 月 0 1 日
	給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数

受給者台帳
（保険者（Ａ市）が国保連合会に登録している受給者の情報）

被保険者番号	被保険者名	居宅サービス作成区分	支援事業所番号
0000000001	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ	1:居宅介護支援事業所作成	Ａ支援事業所

誤：Ａ支援事業所
正：Ｂ支援事業所

国保連合会は、「保険者が国保連合会に登録しているｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳの支援事業所」と「請求明細書を提出してきたｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳの支援事業所」が一致しているか点検します。不一致の場合、**１２Ｐ４エラー**となります。

エラーの原因と対応

原因・・
「保険者が国保連合会に登録しているｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳの支援事業所」と「請求明細書を提出してきたｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳの支援事業所」が一致していないため、**１２Ｐ４エラー**となります。
対応・・
請求したＢ支援事業所は、「ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳの支援事業所」として保険者に届出をしているか確認して下さい。届出をしていなければ、Ｂ支援事業所は請求できません。

突合を行う箇所

国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄　エラーコード＝１２Ｐ５

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

事業所（保険者）名	□□介護事業所

〇〇県国民健康保険団体連合会

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000002	給	H30.4	17		2,800	B	対象年月：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								
990000	0000000002	給	H30.4	17		2,800	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								
990000	0000000002	給	H30.4	17		2,800	B	支援事業所番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	１２Ｐ４
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								
990000	0000000002	給	H30.4	17		2,800	B	被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								
990000	0000000002	給	H30.4	17		2,800	B	計画作成区分：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								
990000	0000000002	給	H30.4			2,800	B	対象年月：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								
990000	0000000002	給	H30.4			2,800	B	証記載保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								
990000	0000000002	給	H30.4			2,800	B	支援事業所番号：市町村の認定情報と不一致（支援事業所）	１２Ｐ４
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								
990000	0000000002	給	H30.4			2,800	B	被保険者番号：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								
990000	0000000002	給	H30.4			2,800	B	計画作成区分：市町村の認定情報と不一致（作成区分）	１２Ｐ５
△△市	ｶｲｺﾞ ｼﾞﾛｳ								

１つの給付管理票につきサービス種類ごとのエラーと合計欄のエラーがセットで出力されます。

内容・・**計画作成区分等：市町村の認定情報と不一致（作成区分）**
原因・・①保険者（市町村）が国保連合会に登録している受給者台帳の“居宅サービス計画作成区分”と一致しません。
②保険者（市町村）が国保連合会に登録している受給者台帳の“利用者の居宅サービス計画作成区分”が“自己作成”となっています。
対応・・給付管理票を提出した居宅介護支援事業所が“利用者の居宅支援事業所”として、該当月以前に保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に届出をしているか確認して下さい。届出をしていなければ正当な給付管理票とは認められません。
届出をしているにも関わらずエラーになった場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。保険者の国保連合会への登録が間違っていれば、保険者の修正が終了した後、再提出して下さい。

ポイント！　受給者台帳

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、
居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

「備考」欄　エラーコード＝１２ＰＡ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日
１ 頁
〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	11		15,869	B	証記載保険者番号：市町村の認定変更が未決定	１２ＰＡ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	H30.4	11		15,869	B	被保険者番号：市町村の認定変更が未決定	１２ＰＡ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

１つの請求明細書につき証記載保険者番号と被保険者番号のエラーがセットで出力されます。

内容・・**証記載保険者番号、被保険者番号：市町村の認定変更が未決定**

原因・・保険者（市町村）が国保連合会に登録した最新の受給者情報の中で、要介護認定について「変更申請中」（更新申請中も含む）となっている被保険者の給付管理票や請求明細書が提出された場合に発生します。原因は下記の場合と考えられます。

① 保険者が国保連合会に登録する情報に登録漏れや誤りがある場合。

② 保険者の国保連合会への受給者情報の登録期限（通常は前月末迄の異動情報を当月の４日迄に提出）と、事業者の請求書提出期限（通常は１０日）に期日のズレがあるため、事業者は当月の請求迄に変更申請が確定（却下を含む）されていることを確認して請求明細書等を提出しても、エラーとなり返戻されることがあります。（この登録期限と請求書提出期限のズレによるエラーについては「１２ＰＡ」だけでなく、受給者台帳とのマッチング（突合）によるエラー全般に該当します。）

③ 単に変更申請中であることを忘れていて請求した場合。

④ 平成１７年１０月サービス分以降については、従来からの「要介護認定」の変更申請に加え、「特定入所者」にかかる申請又は変更申請を行うようになりました。このため、「要介護認定」「特定入所者」のどちらか一方でも申請中であればエラーとなります。

対応・・①②④については該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会します。変更申請（または更新申請）が確定（却下を含む）し、受給者情報に登録したことを確認の上再請求します。

③については変更申請確定後、再請求します。

保険者が変更申請（または更新申請）を受け付けてから確定するまで約３０日かかります。この日数を考慮に入れて請求して下さい。また再提出時の注意点として、変更申請により要介護度が変更になっている場合がありますので、正しい要介護度で作成した請求明細書や給付管理票で再提出するようにして下さい。

ポイント！　要介護の認定申請（変更申請）から受給者台帳への登録まで

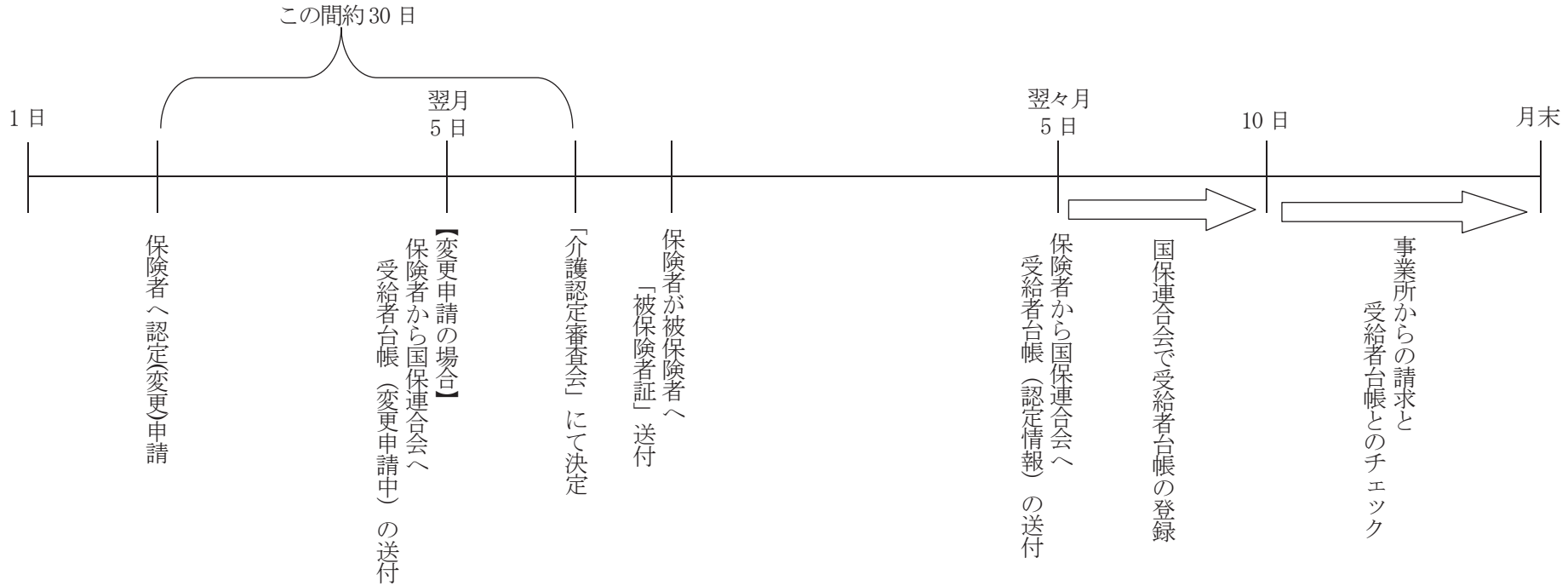

要介護認定の申請（変更申請）から認定の決定まで通常30日程度ですが、手続きの不備等があれば30日以上の日数がかかる場合があります。

図のような場合は、認定（変更）申請の翌月に介護給付費を請求しても１２Ｐ０エラー（受給者台帳に該当する受給者情報が存在しません）、変更申請の場合は１２ＰＡエラー（変更申請中の受給者です）になり返戻となります。要介護の認定申請・変更申請をした場合には、申請日・認定日等を確認して国保連合会に受給者台帳（認定情報）の登録が終了する月以降に請求して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝１２ＰＣ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	59	5211	15,300	B	被保険者番号：市町村の特定入所者認定と相違	１２ＰＣ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	H30.4	59	5211	15,300	B	サービス種類コード：市町村の特定入所者認定と相違	１２ＰＣ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	H30.4	59	5211	15,300	B	サービス項目コード：市町村の特定入所者認定と相違	１２ＰＣ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	H30.4	59	5211	15,300	B	日数：市町村認定の利用可能日数超過	ＡＥＦ０
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**被保険者番号、サービス種類コード、サービス項目コード：市町村の特定入所者認定と相違**

原因・・①「特定入所者」として申請していないか、該当者ではないのに「特定入所者」として請求明細書を提出した場合。
②保険者（市町村）が国保連合会に登録する受給者台帳の特定入所者認定の内容が誤っている場合。

対応・・確認の結果、①の場合は通常の受給者として請求して下さい。「特定入所者」と確認できた場合は、②保険者の登録が誤っている場合がありますので、該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。
ＡＥＦ０（エーイーエフゼロ）は１２ＰＣエラーに関連して表示されることがあります。ＡＥＦ０単独エラーの場合については Ｐ７３，７４を参照して下さい。

ポイント！　**受給者台帳**

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、特定入所者認定情報、住所地特例　等を登録

「備考」欄　エラーコード＝１２ＰＤ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	給	H30.4	11		25,597	B	対象年月：認定有効期間外の被保険者	１２ＰＤ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	H30.4	11		25,597	B	証記載保険者番号：認定有効期間外の被保険者	１２ＰＤ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	H30.4	11		25,597	B	被保険者番号：認定有効期間外の被保険者	１２ＰＤ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**対象年月、証記載保険者番号、被保険者番号：認定有効期間外の被保険者**

原因・・①保険者が国保連合会に登録している受給者台帳の要介護認定が有効期間切れの被保険者について、有効期間切れ後のサービス年月分を提出した場合。
例えば、登録されている受給者の情報では認定の有効期間が平成２９年４月１日～平成３０年３月３１日となっている被保険者分に対し、平成３０年４月サービス分を提出した場合等。
②保険者が国保連合会に登録する受給者台帳への登録漏れ、登録誤りがある場合。

対応・・入力（記入）誤りや利用者の被保険者証を確認し、入力（記入）内容が正しければ該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に照会し、②のケースであれば、保険者が国保連合会へ受給者情報の登録・修正を行った後に再提出して下さい。
確認の結果、①の場合は請求できないサービス分を請求していたことになるので、再提出は出来ません。

ポイント！　**受給者台帳**

保険者（市町村）は国保連合会に以下のような受給者の情報を登録しています。

受給者台帳・・被保険者番号、氏名、生年月日、性別、要介護状態区分、認定有効期間、居宅サービス計画作成区分・作成事業所番号、住所地特例等を登録

「備考」欄　エラーコード＝１２ＱＪ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

１ 頁

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	15	2241	8,405	B	サービス種類：市町村認定の要介護度と相違	１２ＱＪ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	H30.4	15	2241	8,405	B	サービス項目：市町村認定の要介護度と相違	１２ＱＪ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

エラーが２つセットで出力されます。

内容・・**サービス種類、サービス項目：市町村認定の要介護度と相違**

原因・・請求明細書に入力（記入）されたサービス内容のサービスコードが、保険者（市町村）が国保連の受給者台帳に登録している該当被保険者の要介護度では算定できない場合で、以下の原因が考えられます。

①変更申請等により該当被保険者の要介護度の把握を誤っていたために入力（記入）したサービスコードが受給者台帳登録の要介護度と異なった場合。

②保険者（市町村）が登録した受給者台帳の要介護度に誤りがある場合。

なお、このエラーとなるサービスは、要介護度によって異なるサービス単位が設定されています。受給者台帳登録の要介護度より重い要介護度のサービスコードの請求でも、軽い要介護度のサービスコードの請求でもエラーとなります。

③居宅介護支援、介護予防支援については、要介護度ごとにサービスコードが設定されているため、要介護度に合っていないサービスコードはエラーとなります。

対応・・最初に請求誤りがないかを確認し、誤りが無ければ該当の保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ受給者台帳に登録している要介護度を照会して下さい。

①の請求誤り、または保険者に照会の結果請求した要介護度に誤りがあった場合は、正しいサービスコードを入力（記入）して再請求します。

②の場合は、保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）に受給者台帳の修正を依頼し、請求明細書は訂正無しで再請求します。

③要介護度に応じたサービスコードに修正して再請求します。また、月の途中で要介護度が変わった場合の請求方法は次ページのとおりです。

ポイント！　月の途中に要介護状態区分が変更となった場合の請求方法について

No		給付管理票	サービス計画費	請求明細書		
		要支援・要介護状態区分等	被保険者欄の要介護状態区分	要介護状態区分（介護給付）	要支援状態区分（予防給付）	要支援状態区分等（総合事業）
		（重い方を対象）※２	（月末時点）	（月末時点）		
1	事業対象者→要支援１	事業対象者	要支援１	－	要支援１	要支援１
2	事業対象者→要支援２	要支援２	要支援２	－	要支援２	要支援２
3	事業対象者→要介護N※１	要介護N※１	要介護N※１	要介護N※１	－	事業対象者
4	要支援１→事業対象者	月途中の要支援１→事業対象者への変更はない。				
5	要支援１→要支援２	要支援２	要支援２	－	要支援２	要支援２
6	要支援１→要介護N※１	要介護N※１	要介護N※１	要介護N※１	要介護N※１	要支援１
7	要支援２→事業対象者	月途中の要支援２→事業対象者への変更はない。				
8	要支援２→要支援１	要支援２	要支援１	－	要支援１	要支援１
9	要支援２→要介護N※１	要介護N※１	要介護N※１	要介護N※１	要介護N※１	要支援２
10	要介護N※１→事業対象者	月途中の要介護N→事業対象者への変更はない。				
11	要介護N※１→要支援１	要介護N※１	要支援１	要支援１	要支援１	要支援１
12	要介護N※１→要支援２	要介護N※１	要支援２	要支援２	要支援２	要支援２

※１　要介護Nは、要介護１～５のいずれかを意味する。

※２　要支援・要介護状態区分等の重い順は以下の通り。

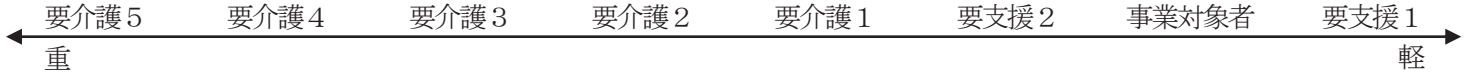

ポイント！　月の途中に要介護状態区分が変更となった場合の請求方法について

〔例１〕平成３０年４月１０日に要介護３から要介護１へ変更となった場合の平成３０年４月分のサービス計画費の請求
（正）要介護１（コード２１）、居宅介護支援費（Ⅰ）（サービスコード４３－２１１１）１，０５３単位
（誤）要介護３（コード２３）、居宅介護支援費（Ⅰ）（サービスコード４３－２２１１）１，３６８単位
間違って請求した場合は、「備考」欄“エラーコード＝１０ＱＦ”又は“エラーコード＝１２ＱＪ”のエラーとなります。

〔例２〕平成３０年４月１０日に要介護１から要支援２へ変更となった場合の平成３０年４月分のサービス計画費の請求
（正）要支援２（コード１３）、介護予防支援費（サービスコード４６－２１１１）４３０単位
（誤）要介護１（コード２１）、居宅介護支援費（Ⅰ）（サービスコード４３－２１１１）１，０５３単位
間違って請求した場合は「備考」欄“エラーコード＝１２ＱＡ”と同時に“エラーコード＝１２Ｐ４”のエラーとなります。

「備考」欄　エラーコード＝１２ＳＡ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	51		20,850	B	保険給付率：市町村認定の給付率と相違	１２ＳＡ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	H30.4	51		20,850	B	保険請求額：記載された値が計算値を超過	ＡＳＳＡ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**保険給付率：市町村認定の給付率と相違**

原因・・受給者台帳の給付率と請求した給付率が相違することに伴い、受給者台帳の給付率に基づき計算された値を超えているためエラーとなります。

対応・・請求した給付率が正しいかを確認し、誤っている場合は正しい給付率および請求額に修正のうえ、再請求して下さい。なお、給付率に誤りがない場合は、国保連合会に登録している給付率と相違がないか保険者（市町村または福祉事務所の介護保険担当係）へ照会して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝１２ＳＡとなる請求明細書の例（この請求明細書を提出すると前ページの「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」が国保連合会から送付されます。）

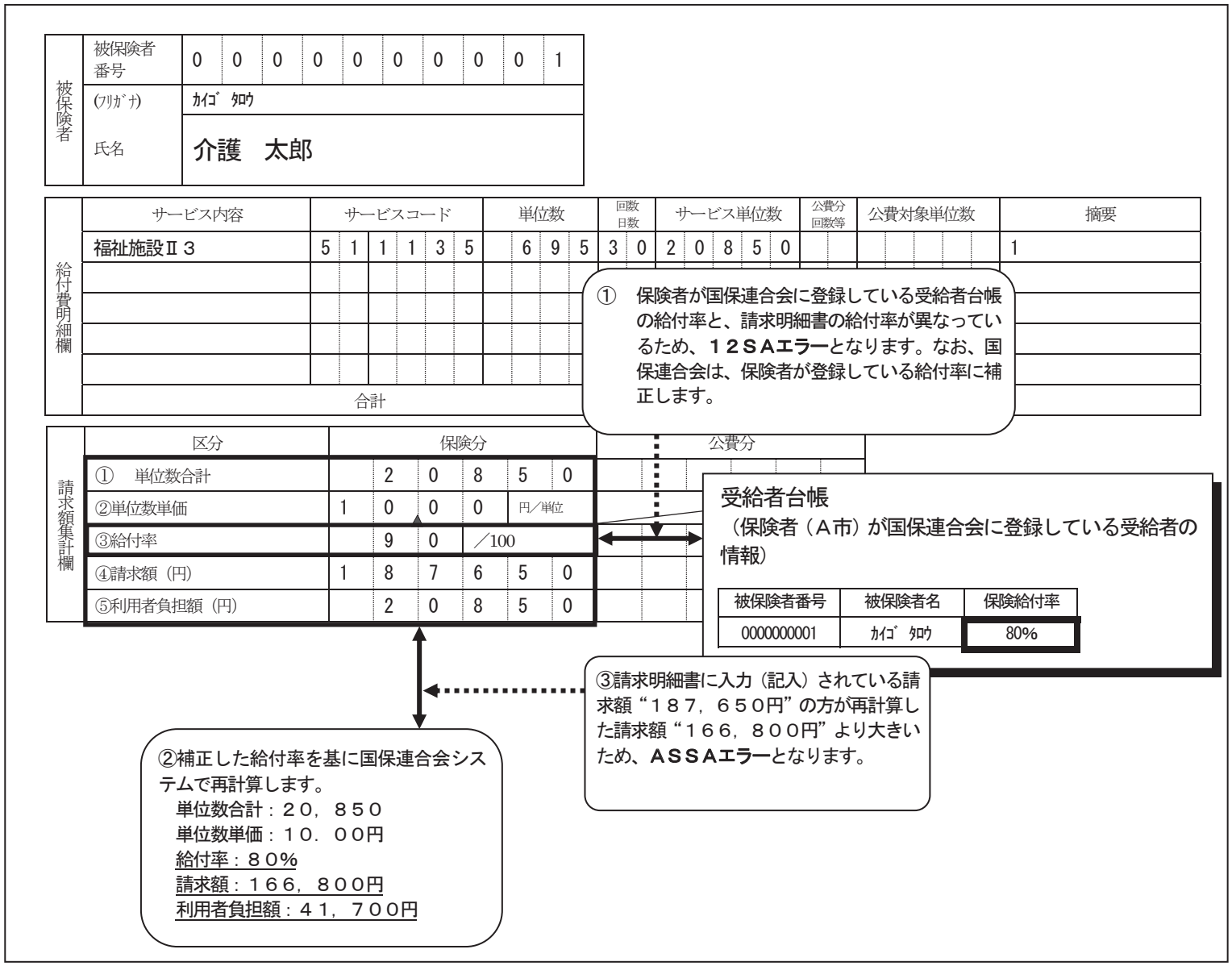

エラーの原因と対応

原因・・
受給者台帳の給付率と請求した給付率が相違することに伴い、請求明細書に入力（記入）されている請求額“１８７，６５０円”の方が、給付率を訂正して再計算した請求額“１６６，８００円”より大きいため、エラーとなっています。
対応・・
給付率、請求額、利用者負担額を修正し、再請求して下さい。
請求内容に誤りがない場合は、保険者が国保連合会に登録している給付率に誤りがないか保険者へ照会して下さい。

突合を行う箇所

国保連合会が点検時に見る箇所

「備考」欄　エラーコード＝１３ＰＳ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	17		300	B	公費１負担者番号：当該公費負担者情報は同台帳に未登録	１３ＰＳ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**公費１（公費２、公費３）負担者番号：当該公費負担者情報は同台帳に未登録**

原因・・原因として次のようなことが考えられます。

① 公費１（公費２）の負担者番号の入力（記入）に誤りがある場合。

② 介護保険では取り扱わない公費（他県でしか扱わない県単独事業等）の場合。

③ 公費ではないコードを記入した場合。

対応・・①の場合は、正しいコードを入力（記入）して再請求して下さい。

②③の場合は、サービス提供者が所持している受給者証、受給券等に記載されている内容を確認して下さい。

「備考」欄　エラーコード＝１４ＱＲ

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日
１ 頁
〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	53	2831	23,258	B	摘要：摘要欄は必須項目です	１４ＱＲ
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**摘要：摘要欄は必須項目です**
原因・・摘要欄に記入が必要なサービスを請求していますが、摘要欄が未入力（未記入）となっています。
対応・・摘要欄に必要事項の入力（記入）が必要なサービスはＰ１９２～２０４に掲載しています。確認して、入力（記入）または修正して再請求して下さい。

ポイント！　摘要欄に入力（記入）されている桁数が 20 桁を超えている場合は「ＡＢＢ７エラー」、摘要欄が半角英数字でない場合は「ＡＢＢＧエラー」と出力されます。

「備考」欄　エラーコード＝１４０７、１４０８、１４０９

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	17	1001	4,500	B	資格:福祉用具商品コードのフォーマットに誤りがあります。	１４０７
△△市	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	H30.4	17	1003	3,400	B	摘要:(12345－123456):資格:福祉用具商品コードが登録されていません。	１４０８
△△市	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	請	H30.4	17	1005	2,050	B	摘要:(12345－123456):資格:適用期間外の福祉用具商品コードです。	１４０９
△△市	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ								

内容・・**①１４０７　資格：福祉用具商品コードのフォーマットに誤りがあります。**
②１４０８　資格：福祉用具商品コードが登録されていません。
③１４０９　資格：適用期間外の福祉用具商品コードです。

原因・・①１４０７　摘要欄に入力（記入）された福祉用具商品コードについて、「〇〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」の正しいフォーマットでない場合、エラーとなります。

②１４０８　摘要欄に入力（記入）された福祉用具商品コードについて、サービス提供年月時点で福祉用具商品コードマスタに存在しない場合、エラーとなります。

③１４０９　サービス提供年月時点で福祉用具商品コードマスタに存在する福祉用具商品コードについて、適用期間外の場合エラーとなります。

対応・・公益財団法人テクノエイド協会のホームページに公表されている商品コード一覧を確認し、正しい福祉用具商品コードにて再請求します。

「備考」欄　エラーコード＝１５Ｐ６

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	給	H30.4	15		12,240	B	給付計画単位数日数：サービス種類の合計が支給限度基準額超過	１５Ｐ６
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	H30.4			12,240	B	証記載保険者番号：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	H30.4			12,240	B	給付管理票種別区分：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	H30.4			12,240	B	被保険者番号：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								
990000	0000000001	給	H30.4			12,240	B	給付合計単位数日数：給管＋償還合計が区分支給限度基準額超過	１２Ｐ３
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**給付計画単位数日数：サービス種類の合計が支給限度基準額超過**

原因・・「サービス種類」欄に表示されているコードのサービスが種類別支給限度基準額を超えて設定されている場合にエラーとなります。

対応・・通常の保険者であれば、この“１５Ｐ６”のエラーになれば、同時に“１２Ｐ３”のエラーにもなります。対応は“エラーコード＝１２Ｐ３”を参照して下さい。

独自に「支給限度基準額」を定めている保険者であれば、“１５Ｐ６”のエラーのみが表示されます。「サービス種類」欄に表示されているサービスの単位数が、保険者が定める「支給限度基準額」を超えていますので、給付管理票の単位数をチェックして下さい。

「備考」欄　エラーコード＝返戻

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日
１ 頁
〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	21		4,436	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要	返戻
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の修正依頼が必要**
原因・・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ、特定入所者介護サービス費の請求がある場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。
①請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力（記入）されていない場合
②請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されているサービス事業所番号が異なる場合
対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがないか確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなければなりません。

ポイント！　“エラーコード=返戻”、“内容＝支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の**修正依頼**必要”の原因と対応については８１ページをご参照下さい。

ポイント！　**給付管理票[新規][修正][取消]**３９ページをご参照下さい

「備考」欄　エラーコード＝保留・返戻

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日
１ 頁
〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	15		10,043	C	支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要	保留
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**支援事業所に請求明細書に対応した給付管理票の提出依頼が必要**
サービス計画費に対応した給付管理票の提出が必要（支援事業所のサービス計画費の場合）

原因・・①保留　利用者の請求明細書は提出しているが、サービス計画をまとめた給付管理票の提出がない場合または給付管理票が返戻となっている場合に、このエラーとなります。給付管理票、請求明細書共に提出は１月単位ですので、同月の給付管理票の提出が無い場合です。
国保連合会では、通常２ヶ月間請求情報を保留するようにしています。（この保留期間は、各県の国保連合会によって違います）保留されている期間中に、該当の給付管理票が提出されれば、提出された審査年月で保留となっていた請求明細書の支払が行われます。
②返戻　保留期間内に給付管理票が提出されなければ請求明細書は返戻となります。この場合、備考欄には“返戻”と表示されます。

対応・・①該当利用者の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターへ連絡をして、給付管理票を国保連合会へ提出するように依頼します。①の場合は、請求明細書を再請求する必要はありません。②の場合は、請求明細書を再請求する必要があります。

〔例 1〕平成３０年５月審査分で「保留」となり、給付管理票が提出されなかった場合

最初に保留となった翌々月に「返戻」となります。

〔例 2〕平成３０年５月審査分で「保留」となり、平成３０年７月審査時に給付管理票が提出された場合

保留期間中に給付管理票が提出されれば、その月の審査対象になります。
（実際の支払は平成３０年８月振込分です）

「備考」欄　エラーコード＝返戻（査定でエラーがある場合）

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	9970000000

平成３０年５月審査分

平成３０年５月３１日

〇〇県国民健康保険団体連合会

事業所（保険者）名	□□介護事業所

保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護費等	事由	内　　容	備　考
990000	0000000001	請	H30.4	13		4,455	C	査定でエラーのあるもの	返戻
△△市	ｶｲｺﾞ　ﾀﾛｳ								

内容・・**査定でエラーのあるもの**

原因・・請求明細書と居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターが提出した給付管理票の内容が不一致で、かつ、特別地域加算、小規模事業所加算、中山間地域等提供加算等を含む請求がある場合にこのエラーとなり、主な原因として以下のことが考えられます。

①請求明細書のサービス種類が給付管理票に入力（記入）されていない場合

②請求明細書を提出した事業所と給付管理票に記載されているサービス事業所番号が異なる場合

対応・・請求明細書の請求内容に誤りがなければ（サービス年月やサービスコード等に誤りがないか確認）居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに連絡し、給付管理票に実績を入れてもらう必要（このとき給付管理票は「修正」で提出します）があります。請求明細書は返戻となっているので再請求しなければなりません。

ポイント！　**給付管理票[新規][修正][取消]**

３９ページをご参照下さい

摘要欄記載事項

摘要欄記載事項については、以下のページをご参照ください。

摘要欄記載事項

サテライト事業所からのサービス提供	192
訪問介護	193
訪問看護	193
訪問看護、予防訪問看護	193
訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション	193
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	193
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	194
通所介護、地域密着型通所介護	194
介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護保健施設サービス	194
通所リハビリテーション	195
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	195
短期入所生活介護	195
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	196
短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	197
特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護	198
特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	198
介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	199
介護保健施設サービス	200
介護療養施設サービス	201
介護医療院サービス	203
認知症対応型共同生活介護	203
小規模多機能型居宅介護	203
小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	203
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	204
看護小規模多機能型居宅介護（短期利用以外）	204
介護給付費の割引	204

基本摘要欄記載事項

短期入所療養介護(介護医療院)、介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	209
介護医療院サービス	210

摘要欄（別記）

介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等の介護給付費明細書の記載について	191

当月審査分に対しての支払決定額を、事業所の指定口座に振込みする旨の通知です。
（平成３０年５月審査分の決定額通知書は平成３０年５月１０日締切に提出された内容）

〒123-4567

〇〇県〇〇市１丁目１番１号

□□介護事業所
〇〇　太郎　　様

介護報酬の支払のある事業所の住所が表示されます。表示されている住所・事業所名が間違っている場合は、国保連合会まで連絡して下さい。

介護給付費等支払決定額通知書

平成 30 年 5 月　審査分として下記金額を支払決定し
右記銀行に送金しますので通知致します。

事業所番号	9970000000
金　　額	1,000,000

介護保険銀行

本店

事業所番号と月末に振込まれる金額、振込み銀行名が表示されます。

平成３０年６月３０日
〇〇県国民健康保険団体連合会

上記振込み金額の内訳が表示されます。

振込金額内訳

介護給付費支払額	1,000,000
主治医意見書作成料	0
消費税	0
認定調査委託料	0
消費税	0
介護予防・日常生活支援総合事業費支払額	0
電子証明書発行手数料（消費税を含む）	0
介護給付費等合計	1,000,000

「振込金額内訳」の主治医意見書作成料及び認定調査委託料については、京都府では市町村へ直接請求（市町村から直接支払）となるため、本会からの振込みはありません。

国保連合会→事業所

介護給付費等支払決定額内訳書

平成３０年５月　審査分

※介護予防・日常生活支援総合事業分については、様式は別様式となるが、介護給付分と見方は同様となります。

平成３０年６月３０日

国民健康保険団体連合会

事業所番号	事業所名
9970000000	□□介護事業所

保険者番号（公費負担者番号）	サービス提供年月	サービス種類名	審査決定 件数	審査決定 日数（回数）日（回）	審査決定 単位数 単位	審査決定 金額 円	保険者（公費負担者）負担金額（特定入所者介護費等）	備考
審査決定	介護サービス費							
	特定入所者介護費等							
過誤調整	介護サービス費							
	特定入所者介護費等							
支払決定	介護サービス費							
	特定入所者介護費等							

「件数」「日数」「単位数」「金額」
審査決定された件数、日数、単位数、金額が保険者、サービス提供年月、サービス種類ごとに表示されます。

「保険者（公費負担者）負担金額（特定入所者介護費等）」
保険者、公費負担者から支払われる金額と、特定入所者介護費の補足給付分が表示されます。
単位数×90%の金額と一致しないものは、公費の支払額が含まれています。生活保護単独の場合は、負担者番号毎に表示されます。

「審査決定欄」
行の合計が表示されます。

「過誤調整欄」
介護給付費過誤決定通知書及び介護給付費再審査決定通知書の集計値が表示されます。

「支払決定欄」
審査決定から過誤調整を差し引いた数値が表示されます。

※１．下段は特定入所者介護サービス費等です。
※２．特定入所者介護サービス費等の件数、日数は再掲です。
※３．単位数、金額、保険者（公費負担者）負担金額（特定入所者介護費等）の各欄は介護保険給付と公費給付の合算です（生保単独を除く）。
※４．過誤調整の内訳については、介護給付費過誤決定通知書、介護給付費再審査決定通知書に記載しています。

※介護予防・日常生活支援総合事業分については、様式は別様式となるが、介護給付分と見方は同様となります。

介護給付費過誤決定通知書（平成３０年５月取扱分）

過誤申立てについては、下記のとおり決定しましたので通知します。

事業所番号	事業所名
9970000000	□□介護事業所

平成３０年６月３０日

○○県国民健康保険団体連合会

証記載保険者番号 保険者名	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類名	過誤申立事由	単位数 （特定入所者介護費等）	保険者負担額 （公費負担額）	備　考

正当データとして支払決定された請求明細書の取り下げ依頼（過誤申立）、あるいは給付管理票の提出が不要であった場合の支援事業所からの取り消し依頼（給付管理票の取消）によるものが、過誤処理の対象となり、当月審査決定した介護給付費より調整する内容です。

「過誤申立事由」
過誤となった明細書様式と、その理由が表示されます。

「単位数」（特定入所者介護費等）
過誤となった単位数と特定入所者介護サービス費が表示されます。

「保険者負担額」（公費負担額）
単位数×給付率
保険者負担額、公費負担額の支払報酬から過誤となる金額が表示されます。

「合計欄」
上の表の合計が表示されます。

		件数	単位数※１　（費用額）	保険者負担額
合計	介護給付費			
	特定入所者介護費等			

※特定入所者介護サービス等の場合は金額が印字される。

※介護予防・日常生活支援総合事業分については、様式は別様式となるが、介護給付分と見方は同様となります。

介護給付費再審査決定通知書（平成３０年５月取扱分）

再審査委員会において再度審議した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

事業所番号	事業所名
9970000000	□□介護事業所

平成３０年６月３０日

〇〇県国民健康保険団体連合会

証記載保険者番号 証記載保険者名	被保険者番号 被保険者氏名	サービス 提供年月	サービス 種類名	再審査 申立事由	再審査 結果コード	当初請求単位数 原審単位数	申立単位数	決定単位数	調整単位数	保険者負担額	備考
990001	9900000001	H30. 04	訪問介護	給付管理票		9, 048					
〇〇市	ｶｲｺﾞ ﾀﾛｳ			実績修正		8, 814		9, 048	234	2, 106	

提出した給付管理票の誤りで、サービス事業所への支払が減額された場合の修正依頼（給付管理票修正として提出）によるものが再審査処理の対象となり、当月審査決定した介護給付費より調整する内容です。

「再審査申立事由」
再審査申立事由が表示されます。

「再審査結果コード」
右最下部の表のコードが表示されます。

「当初請求単位数」「原審単位数」「申立単位数」「決定単位数」「調整単位数」「保険者負担額」
当初請求単位数は、実際に請求された単位数が表示されます。
原審単位数は、請求時に審査決定された単位数が表示されます。
申立単位数は、原審単位数に対して申し立てた単位数が表示されます。
決定単位数は、申立単位数に対し再審査決定後の単位数が表示されます。
調整単位数は、原審単位数に対する決定単数の差が表示されます。
保険者負担額は、調整単位数×給付率となり支払報酬から調整される額が表示されます。

「合計欄」
上の表の合計が表示されます。

		再審査申立（請求）			再審査決定			調整		
		件数	単位数	保険者負担額	件数	単位数	保険者負担額	件数	単位数	保険者負担額
合計	介護給付費				0	9, 048	81, 432	0	234	2, 106
	高額介護サービス費									

再審査結果コード
01:原審通り　02:増（全部増）
03:減（全部減）04:増（一部増）
05:減（一部減）

〒123-4567

〇〇県〇〇市１丁目１番１号

□□介護事業所
〇〇　太郎　　様

介護職員処遇改善加算の支払のある事業所の住所が表示されます。表示されている住所・事業所名が間違っている場合は、国保連合会まで連絡して下さい。

「介護職員処遇改善加算」について、介護サービス事業者は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月までに、都道府県知事等に対して、加算の総額を報告することになっています。この加算の総額を把握するための参考として、「介護職員処遇改善加算総額のお知らせ」を通知します。
　加算額は、請求明細書ごとに請求明細書に記載された「処遇改善加算のサービスコードのサービス単位数」と「単位数単価」を乗じた額とします。（１円未満の端数が生じたときには、切り捨て）

介護職員処遇改善加算総額のお知らせ

平成 30 年 5 月審査分の介護職員処遇改善加算の加算総額（保険給付分）は、
右のとおりですので、お知らせいたします。

＜お知らせの内容について＞

１　このお知らせには、介護職員処遇改善加算の額
　（加算の単位数×単位数単価）を記載しています。

２　都道府県等へ年間の介護職員処遇改善の実績を
　報告する際に、本帳票を参考にしてください。

事業所番号	9970000000
金額	2,500

事業所番号と介護職員処遇改善加算総額が表示されます。

平成 30 年 6 月 30 日
〇〇県国民健康保険団体連合会

＜サービス種類別の介護職員処遇改善加算の金額＞

サービス種類		加算額
11	訪問介護	1,500
12	訪問入浴	0
15	通所介護	1,000
16	通所リハ	
21	短期生活	
22	短期老健	
23	短期医療	
24	予防短期生活	
25	予防短期老健	
26	予防短期医療	
27	特定施設短期	
28	地域特定短期	
2A	短期医療院	0
2B	予短期医療院	0
32	認知症型	0
33	特定施設	0
35	予防特定施設	0
36	地域特定施設	0

サービス種類		加算額
37	予防認知症型	0
38	認知症型短期	0
39	予防認知短期	0
51	福祉施設	0
52	予防福祉施設	0
53	地域福祉施設	0
54	福祉短期	0
55	予防福祉短期	0
56	地域福祉短期	0
57	福祉医療院	0
58	予防福祉医療院	0
68	小多機短	0
69	予防小多機短	0
71	夜間訪問介護	0
72	認知症型通所	0
73	小規模多機能	0
74	予防認知通所	0

サービス種類		加算額
75	予防多機能型	0
76	定期巡回随時	0
77	複合型看小	0
78	地域通所介護	0
79	複合型看小短	0
A1	訪問型みなし	0
A2	訪問型独自	0
A5	通所型みなし	0
A6	通所型独自	0
合計		2,500

上記金額の内訳が表示されます。
保険請求分に係る加算額のみを記載しております。
査定された単位数（給付管理票修正、再審査を含む）は考慮しておりません。
取下げ（過誤）については、加算額をマイナスで計上します。

伝送請求事前チェック機能の活用方法

①：データを送信したら必ず「送信結果」を確認して下さい

データを送信後は受信ボタンを押下し、受付確認及び事前チェックエラーを受信して下さい。受付確認及び事前チェックエラーは**伝送通信ソフト**の「**送信結果**」を選択し、確認して下さい。

送信データは下記【**処理の流れ**】のように、電子請求受付システムに到達完了後、受付処理をした後に事前チェック処理を行います。データ送信から５０分程で、受付確認及び事前チェックエラーを受信することが可能となります。

【処理の流れ】

事業所　データ送信　毎月1日 0:00 から受付締切日の 23:30 までに送信して下さい

↓

連合会　到　達　送信と同時に電子請求受付システムに到達(到達結果を受信)

↓

連合会　受　付　8:00 から 23:30 まで 15 分間隔で受付処理が実行(8:00、8:15……23:30)

↓

連合会　事前チェック　8:20 から 23:50 まで30分間隔で事前チェック処理が実行(8:20、8:50……23:50)

↓

事業所　受付確認及び事前チェックエラー受信

※23：30 以降に送信された場合は、翌朝 8：00 の受付処理になります。ただし、受付締切日（原則、毎月１０日）に関しては、23：30 以降のデータ送信は受付自体を行いませんので、時間厳守でお願いいたします。

【伝送通信ソフトの送信結果画面】

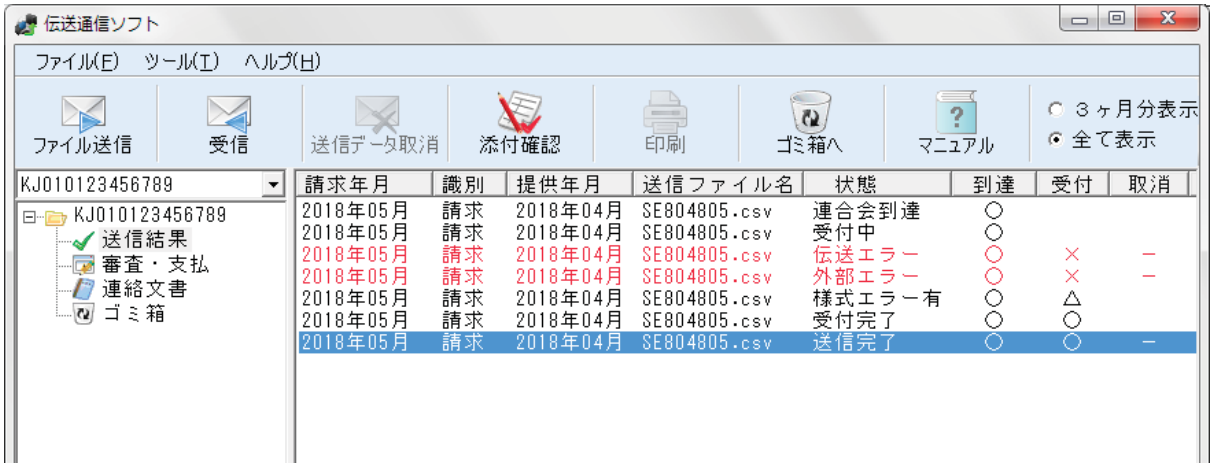

前ページの送信結果画面【状態】【到達】【受付】状況説明

状態	到達	受付	説明
連合会到達	○		「到達完了」後、国保連合会へ送信された状態
受付中	○		「連合会到達」後、国保連合会で処理中の状態
伝送エラー	○	×	「受付中」後、伝送に関するチェックが終了し、エラーがあった状態
外部エラー	○	×	「受付中」後、ファイルの構造に関するチェックが終了し、エラーがあった状態
様式エラー有	○	△	「受付中」後、ファイルの内容に関する事前チェックが終了し、エラーがあった状態
受付完了	○	○	「受付中」後、全てのチェックが正常に終了した状態
送信完了	○	○ （△）	「受付完了」または「様式エラー有」後、連合会での審査が開始した状態

＜凡例＞
○：正常
△：一部がエラー
×：エラー

【状態】様式エラー有
受付は正常に行われていますが、データの中に事前チェックでエラーになった情報が含まれています。対応方法は、②：【状態】に「様式エラー有」が表示されたらをご覧下さい。

【状態】外部エラー
外部インタフェースエラー（※）が発生し、データ受付が行われていません。データの再作成・再送信が必要です。データの取消は必要ありません。
※外部インタフェースエラー
コントロールレコードの処理対象年月が不正
ファイル名が規約に沿っていない
伝送整理番号中の事業所番号が存在しない　等

【状態】伝送エラー
送信すべきファイルの種類ではない場合や外部インタフェースエラー（※）等の理由でデータを取り込めなかった状態です。データの再作成・再送信が必要です。データの取消は必要ありません。

②：【状態】に「様式エラー有」が表示されたら

請求されたデータの中に事前チェックエラーがある場合、「送信結果」の状態に「様式エラー有」が表示されます。

【様式エラー有の場合の表示例】

事前チェック情報（事前チェックを実施した状況）

ファイル名：送信したファイルの名前
識別：請求＝請求明細書、総合＝総合事業請求書、給付＝給付管理票、再審＝再審査申立書、提供終了＝サービス提供終了確認情報
明細件数：請求明細書、給付管理票等の件数
レコード件数：データの行数

エラー情報（事前チェックでエラーとなったデータの詳細情報）

ファイル名：エラーデータが含まれるファイルの名前
識別：様式の種類
提供年月：サービス提供年月、または給付管理対象年月
サービス種類：サービス種類コード（限定できない場合は「－」）
保険者番号：利用者の証記載保険者番号
被保険者番号：利用者の被保険者番号
項目名：エラーとなった項目の名前
値：上記項目に入力されていた値
エラー内容：一次チェックでエラーとなった事由

【状態】が「受付完了」「様式エラー有」となったデータは事前チェックエラーの有無に関わらず、国保連の審査支払システムに登録されます。

下枠に表示されたエラー情報は、事前チェックした結果、送信ファイルの中にエラー項目があったことを表しています。この**エラーについて何も対処しなければ**、データは審査支払システムに登録され、**エラー項目のある請求明細書・給付管理票は「返戻」扱い**になります。（ファイル全てが返戻になるわけではありません）
エラー情報のあるファイルについての取扱手順を示します。

① エラーが含まれている送信データの取消をする。

取消方法については、参考①：送信データ取消についてをご覧下さい。

②送信結果が「取消完了」になっていることを確認する。

確認方法については、参考①：送信データ取消についてをご覧下さい。
送信から確認まで４０分程かかる場合があります。

③事前チェックエラーのデータを修正したファイルを作成し送信する。

下枠に表示されたエラー情報のエラー内容を参考にしてデータを作成し直し、連合会にファイルを送信して下さい。エラー内容の意味がわからなければ、お問合せ下さい。（参考②：事前チェックエラーについてをご覧下さい。）

④送信結果が「受付完了」になっていることを確認する。

エラーへの対応をする・しないについては任意ですが、対処しないのは、返戻を減少させるという事前チェックの目的に沿いませんので、事業所におかれましては、出来る限り、エラーを修正したファイルを作成され再送信していただくようお願いします。

再作成にあたっては、エラーになったデータだけを作り直すのではなく、エラー情報が含まれたファイル全体を作り直して下さい。

また、再作成ファイルの送信の前には、エラーが含まれたファイルの取消を必ず行って下さい。行わない場合、重複エラーが発生します。

参考①：送信データ取消について

【送信データ取消方法】

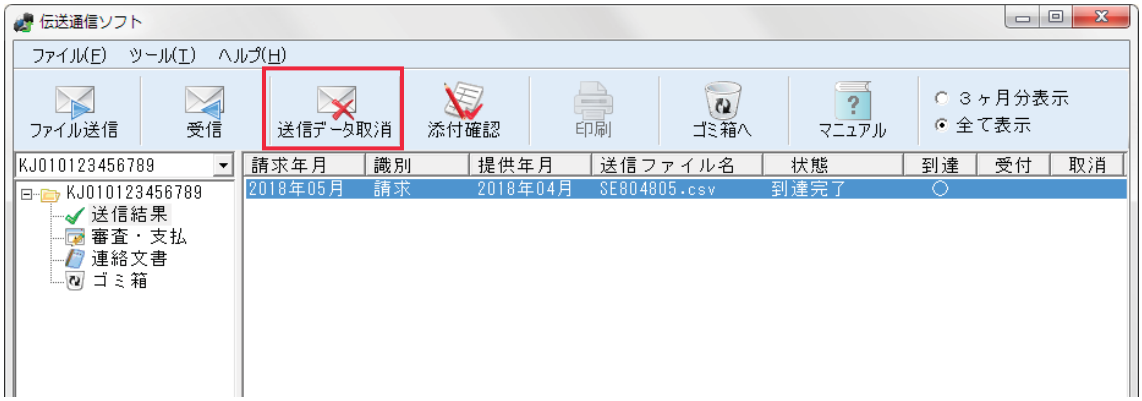

「送信結果」フォルダ内の取り消したいファイルを選択し、<u>青く反転している状態で「送信データ取消」ボタンをクリック</u>して下さい。

なお、「送信完了」のデータについては、審査処理の実施が確定された状態であるため、送信データ取消は行えません。

※送信データ取消は、エラー情報の含まれたデータだけでなく、「受付完了」のデータについても可能です。また、毎月１日から受付締切日の 23：30 までなら、何度でも行うことが可能です。

【確認方法】

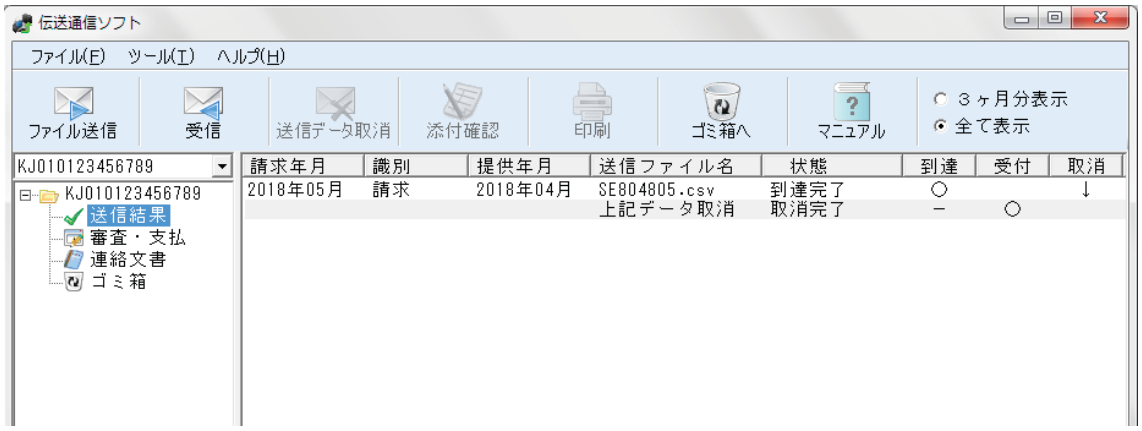

送信データ取消後、<u>「受信」ボタンを押して取消結果を受信</u>して下さい。

上図のように、取り消したいファイルの下に、**【送信ファイル名】上記データ取消【状態】取消完了【受付】○**　と表示されれば、取消処理が正常に完了しています。

※取消結果が届くまで、４０分程かかる場合があります。

参考②：事前チェックエラーについて

事前チェックとは、審査処理の前にファイルの内容にフォーマット上の問題がないかをチェックする処理です。

事前チェックは、Ｐ５２～６４のエラーコード一覧に掲載されている「事前チェック適用有無」に〇印が記入されているものが対象となります。

事業所台帳や受給者台帳との突合による資格チェックエラーは対象としません。

介護保険サービス種類表

区分		サービス種類	明細書様式
介護給付	居宅サービス	11 :訪問介護	様式第二
		12 :訪問入浴介護	様式第二
		13 :訪問看護	様式第二
		14 :訪問リハビリテーション	様式第二
		31 :居宅療養管理指導	様式第二
		15 :通所介護	様式第二
		16 :通所リハビリテーション	様式第二
		21 :短期入所生活介護	様式第三
		22 :短期入所療養介護(介護老人保健施設)	様式第四
		23 :短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	様式第五
		2A :短期入所療養介護(介護医療院)	様式第四の三
		33 :特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	様式第六の三
		27 :特定施設入居者生活介護(短期利用)	様式第六の七
		17 :福祉用具貸与	様式第二
	居宅介護支援	43 :居宅介護支援	様式第七
	施設サービス	51 :介護福祉施設サービス	様式第八
		52 :介護保健施設サービス	様式第九
		53 :介護療養施設サービス	様式第十
		55 :介護医療院サービス	様式第九の二
	特定入所者介護サービス	59 :特定介護サービス等	
	地域密着型サービス	76 :定期巡回・随時対応型訪問介護看護	様式第二
		71 :夜間対応型訪問介護	様式第二
		72 :認知症対応型通所介護	様式第二
		78 地域密着型通所介護	様式第二
		73 :小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	様式第二
		68 :小規模多機能型居宅介護(短期利用)	様式第二
		32 :認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	様式第六
		38 :認知症対応型共同生活介護(短期利用)	様式第六の五
		36 :地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)	様式第六の三
		28 :地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)	様式第六の七
		54 :地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	様式第八
		77 :複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)	様式第二
		79 :複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用)	様式第二
予防給付	介護予防サービス	62 :介護予防訪問入浴介護	様式第二の二
		63 :介護予防訪問看護	様式第二の二
		64 :介護予防訪問リハビリテーション	様式第二の二
		34 :介護予防居宅療養管理指導	様式第二の二
		66 :介護予防通所リハビリテーション	様式第二の二
		24 :介護予防短期入所生活介護	様式第三の二
		25 :介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)	様式第四の二
		26 :介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	様式第五の二
		2B :介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	様式第四の四
		35 :介護予防特定施設入居者生活介護	様式第六の四
		67 :介護予防福祉用具貸与	様式第二の二
	介護予防支援	46 :介護予防支援	様式第七の二
	地域密着型介護予防サービス	74 :介護予防認知症対応型通所介護	様式第二の二
		75 :介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	様式第二の二
		69 :介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)	様式第二の二
		37 :介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	様式第六の二
		39 :介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)	様式第六の六